

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	沖縄県税務事務トータルシステム 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

沖縄県知事は、県税の賦課徴収事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

沖縄県は「県税賦課徴収事務」を行うために「沖縄県税務事務トータルシステム」(以下「税務システム」という。)を使用している。
税務システムに係る運用管理業務を外部業者に委託しているが、年2回以上のセキュリティ教育の実施を義務付けており、情報セキュリティ遵守に万全を期している。

評価実施機関名

沖縄県知事

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

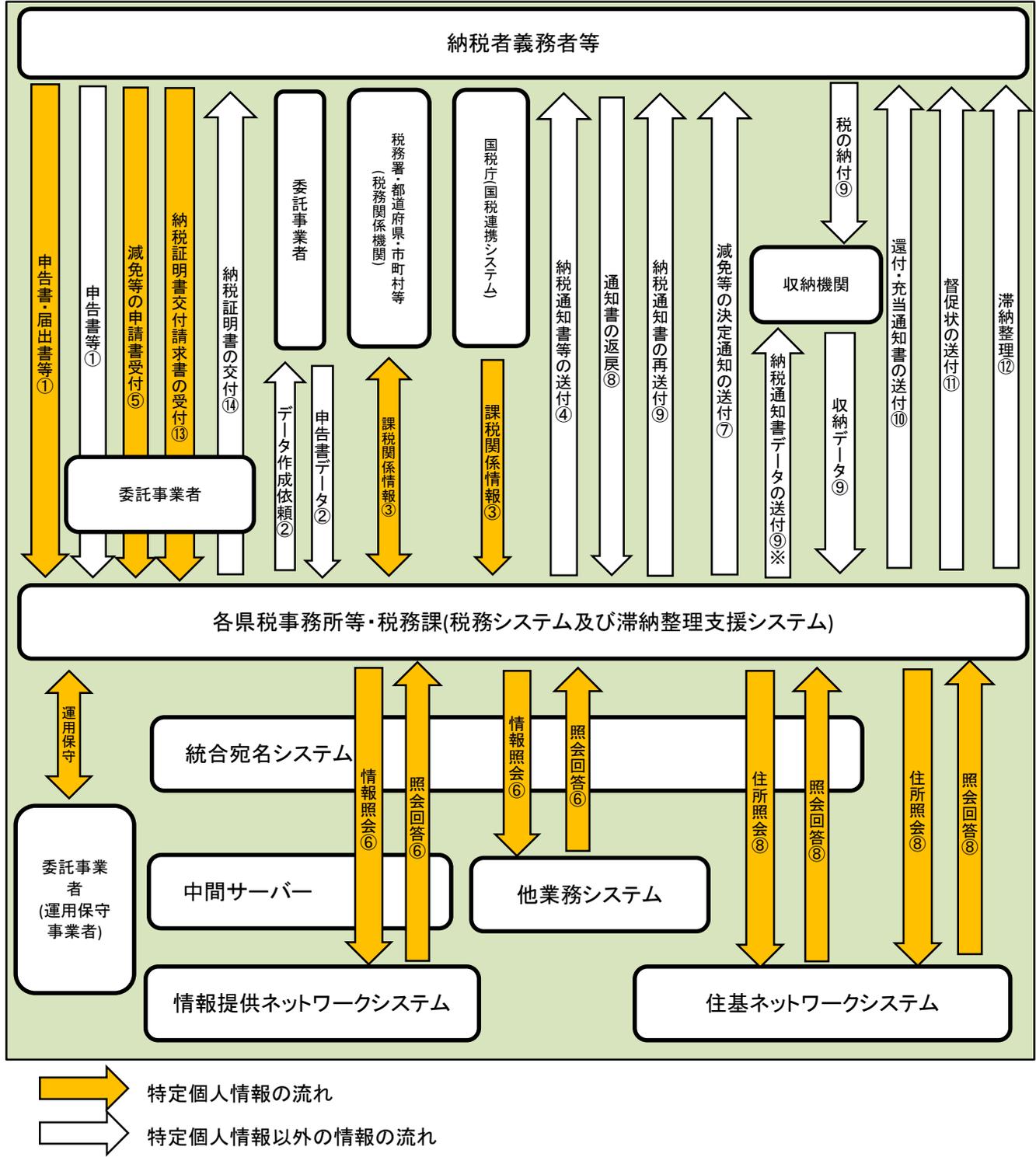
[令和7年5月 様式4]

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

3. 特定個人情報ファイル名	
税務システムデータベースファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の特定及び正確な宛名情報の把握を行うため。 ・障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報により県税の減免等事務の効率化を行うため。
②実現が期待されるメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の正確な宛名情報の把握を行うことにより、県税の公平・公正な課税並びに事務の効率化に貢献する。 ・障害者関係情報の確認により、県税の減免を受ける際の手続が簡素化し、利用者の利便性が向上する。 ・生活保護関係情報の確認により、県税の減免を受ける際に生活保護受給証明書等の提示が不要となり、利用者の利便性が向上する。 ・地方税関係情報の確認により、県税の軽減を受ける際に所得証明書等の添付を省略することが可能となり、利用者の利便性が向上する。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号法別表の24及び133の項
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> [実施する] <div style="text-align: right;"> <p><選択肢></p> <p>1) 実施する</p> <p>2) 実施しない</p> <p>3) 未定</p> </div> </div>
②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表49
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	沖縄県総務部税務課
②所属長の役職名	税務課長
8. 他の評価実施機関	

(別添1) 事務の内容 (その1)

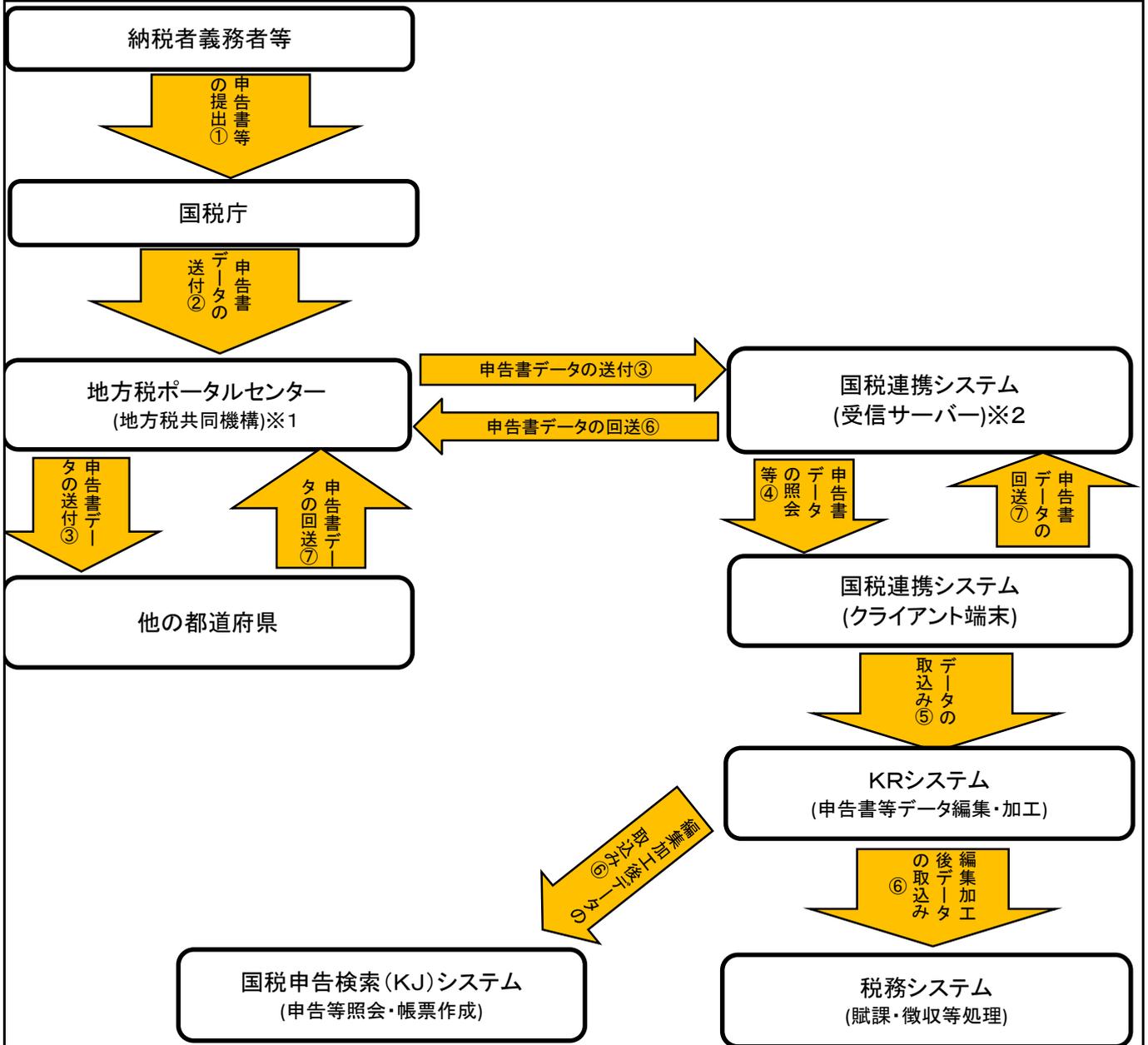


(備考)

①～⑭は、「I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 (2)事務の内容 ※」の項番を表示
 統合宛名システムについては、次頁を参照

⑨※: 口座振替やクレジット納付に対応するために収納機関や収納代理機関に通知書情報(通知番号や氏名、税額等)を送付する。

(別添1) 事務の内容 (その2)



(備考)

- ①納税義務者等が国税庁に対してe-TAXや紙により所得税申告等を行う。
- ②国税庁から地方税ポータルセンターに所得税申告書等データが送付される。
- ③地方税ポータルセンターから都道府県の国税連携システム(受信サーバー)に所得税申告書等データが送付される。
- ④各県税事務所において国税連携システム(クライアント端末)を利用し、所得税申告書等データを照会、印刷などを行い、個人事業税の賦課業務を行う。
- ⑤総務部税務課において国税連携システム(クライアント端末)を利用し、所得税申告書等データをダウンロードし、電子記録媒体を經由してKRシステムに取り込み、同システムで税務システム及び国税申告検索(KJ)システムに取り込めるようデータを加工・編集する。
- ⑥総務部税務課において⑤で加工編集したデータを税務システム及び国税申告検索(KJ)システムへ取り込む。
- ⑦他の都道府県に対して国税連携システムを利用して所得税申告書等データを回送する。

※1 地方税共同機構は、地方税法第761条及び762条に基づき、地方税ポータルセンターの運営・構築を行っている。また、地方税ポータルセンターにおいての特定個人情報の提供等は番号法第19条第8項の規定に基づき実施している。

※2 国税連携システムは委託利用型の形態で利用している。

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
税務システムデータベースファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	納税義務者及び課税調査対象者
その必要性	県税の賦課徴収事務を行うにあたり、納税義務者等の円滑な納税義務の履行並びに公平・公正な納税環境を確保することを目的として必要な範囲の特定個人情報を保有する必要がある。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号及びその他識別情報: 対象者を正確に特定するために保有 ・4情報及び連絡先: ①県税の賦課に際し課税要件を確認するため、②納税通知書等の送付を行うため、③本人への連絡等のため ・国税関係情報: 課税対象者に関する課税要件を確認するため ・地方税関係情報: ①県税の賦課徴収のため、②地方税関係情報により軽減税率の要件を確認するため ・障害者福祉関係情報: 障害者関係情報により、減免の要件を確認するため ・生活保護・社会福祉関係情報: 生活保護関係情報により、減免の要件を確認するため
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月
⑥事務担当部署	沖縄県総務部税務課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (福祉政策課、障害福祉課、健康長寿課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (国税庁、税務署、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (都道府県、市町村) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (地方税ポータルセンタ(eLTAX)(国税連携システム)、統合宛名システム、住基ネットワークシステム)	
③入手の時期・頻度	<input type="checkbox"/> 定期的に入手 自動車税の定期課税時(4月) 個人事業税の定期課税時(年1回、5月) 個人事業税の随時課税(月1回) <input type="checkbox"/> 個別に対応する事務に際して入手 申告・申請時 その他調査等で必要とする時	
④入手に係る妥当性	<input type="checkbox"/> 定期的に入手するもの ・自動車税の納税義務者等の4月1日現在の所在地を確認することにより、納税通知書を確実に納税義務者等に送付することを目的として入手する。納税義務者等の元に確実に届くことで納税通知書の返戻を少なくし、納税義務者等が納期限までに余裕をもって納付することが可能となる。 ・番号法第19条第8号の規定に基づき、個人事業税の定期課税を行うことを目的として、年1回、国税庁から国税連携システムを経由して、電子記録媒体等により税務システムへ前年の所得税確定申告書の情報を取り込む。また、所得税確定申告書の修正等が発生するため月1回国税連携システムから情報を取得し、随時課税を行う。なお、国税連携システムからでは取得できないものについては、税務署から直接情報を入手することがある。 <input type="checkbox"/> 個別に対応する事務に際して入手するもの ・申告、申請は、原則、本人からの紙により行われる。申告書等からの情報を入手することにより課税要件の確認を行い、県税の課税事務を行う。必要に応じて他機関、県庁内他部署又は情報提供ネットワークから申告書等の正確性の確認等を行う。また、減免事務等については、納税者からの申請を原則とするが、納税者の負担軽減を目的として、減免の要件等を情報提供ネットワーク等を通じて入手する。	
⑤本人への明示	本人から入手する情報については、本人に対し使用目的を明示した上で入手する。また、他機関及び情報提供ネットワークを通じて入手を行うことは、番号法に明示されているとともに、窓口対応時には、口頭で説明を行う。ただし、地方税法等で定められたものについてはその限りでない。	
⑥使用目的 ※	県税の賦課徴収事務を行うにあたり、納税義務者等の円滑な納税義務の履行並びに公平・公正な納税環境を確保するため。	
	変更の妥当性	
⑦使用の主体	使用部署 ※	沖縄県総務部税務課、那覇県税事務所、コザ県税事務所、名護県税事務所、自動車税事務所、宮古事務所県税課、八重山事務所県税課
	使用者数	[100人以上500人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上

⑧使用方法 ※		<p>1 課税に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申告・申請書等入手した情報を基に課税要件を確認し、又は、減免要件を確認し、課税や減免を行う。 ・入手した住所情報を基に納税通知書等を送付する。 <p>2 収納に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納税者義務者等を特定し、県税の収納を管理し、還付、充当を行う。 ・住所情報を基に納付書や還付充当の通知書、督促状の送付を行う。 <p>3 滞納に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・滞納者等の住所情報を基に催告書の送付を行う。 ・滞納者等の情報を基に滞納整理を行う。 <p>4 宛名管理に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納税者義務者等の宛名情報を一元的に管理し、個人番号等で名寄せを行う。
	情報の突合 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・県税の軽減を行うため、本人から提出された申告書の情報と情報提供ネットワークを通じて入手した地方税関係情報との突合を行う。 ・県税の減免を行うため、本人から提出された申告・申請書等の情報と庁内連携又は情報提供ネットワークを通じて入手した障害者福祉関係情報又は生活保護・社会福祉関係情報との突合を行う。
	情報の統計分析 ※	<p>県税の賦課徴収に関する統計や分析は行うが、特定個人情報を用いて個人を特定するような統計や分析は行わない。</p>
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・地方税関係情報による税の軽減 ・障害者福祉関係情報による税の減免 ・生活保護・社会福祉関係情報による税の減免
⑨使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (5) 件	
委託事項1	沖縄県税務事務トータルシステム運用保守業務委託	
①委託内容	税務システムの運用管理保守業務 職員がシステムを安定的に使用できることを目的とする運用支援、システムで保有しているデータ管理、システム機器等の保守、機器やネットワークのセキュリティ監視、ローカルシステム(KJシステム)の運用支援などを行う。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	納税義務者及び課税調査対象者	
その妥当性	県税の賦課徴収事務に利用する税務システムの安定した稼働のために専門的な知識を有する民間業者に委託する必要がある。税務システムは、県税の賦課徴収事務に必要な範囲の特定個人情報を保有することから当該委託先事業者は、税務システム、ローカルシステム(KJシステム)の運用管理保守業務に必要な範囲でシステム内に保有する特定個人情報を取り扱う必要がある。	
③委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()	
⑤委託先名の確認方法	沖縄県情報公開条例(平成13年10月23日 条例第37号)に基づく開示請求を行うことで確認ができる。	
⑥委託先名	株式会社 オーシーシー	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項2	国税連携システム(受信サーバー)の運用業務委託	
①委託内容	国税連携システムのサービス提供	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの一部] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	各税法の規定により国税当局に提出される税務関係書類に個人番号を記載することとされているもので、都道府県に事務所、事業所を有する個人が行う事業のうち、地方税法に定められている事業(法定業種)の課税調査対象者	
その妥当性	国税連携システム(受信サーバー)の運用業務は、その保有する情報の重要性から専門的な知識のあるものが携わる必要がある。国税連携システム(受信サーバー)の運用業務に必要な範囲で国税連携システム(受信サーバー)内に保有する特定個人情報を取り扱う必要がある。	

③委託先における取扱者数		[50人以上100人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (総合行政ネットワーク(LGWAN))	
⑤委託先名の確認方法		沖縄県情報公開条例(平成13年10月23日 条例第37号)に基づく開示請求を行うことで確認ができる。	
⑥委託先名		日本電気株式会社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		
委託事項3		県税コールセンター運営業務	
①委託内容		県税コールセンターを設置し、県民からの問い合わせの応答業務と電話による未納者への自主納付の催告業務を委託する。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	納税義務者	
	その妥当性	県税の県民からの問い合わせ業務と、納付の呼びかけに関する業務は、県税の納税義務者を対象とし、県税の賦課徴収に関する情報を確認するため、その事務の範囲内の個人情報について、委託先で取り扱う必要がある。	
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<input checked="" type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input checked="" type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()	
⑤委託先名の確認方法		沖縄県情報公開条例(平成13年10月23日 条例第37号)に基づく開示請求を行うことで確認ができる。	
⑥委託先名		株式会社 アイティフォー・ベックス	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		

委託事項4		滞納整理支援システム保守業務委託
①委託内容		滞納整理支援システムの保守業務委託 職員がシステムを安定的に使用できることを目的とする運用支援、システムで保有しているデータ管理、システム機器等の保守などを行う。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満]
	対象となる本人の範囲 ※	納税義務者
	その妥当性	滞納整理支援システムの安定稼働のために専門的な知識を有する民間事業者に委託する必要がある。 滞納整理支援システムは、県税の賦課徴収に必要な範囲の特定個人情報を保有する必要があることから、当該委託先事業者は、滞納整理支援システムの保守業務に必要な範囲で当該システム内に保有する特定個人情報を取り扱う必要がある。
③委託先における取扱者数		[10人未満]
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[<input checked="" type="checkbox"/>] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑤委託先名の確認方法		沖縄県情報公開条例(平成13年10月23日 条例第37号)に基づく開示請求を行うことで確認ができる。
⑥委託先名		株式会社 アイティフォー
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない]
	⑧再委託の許諾方法	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑨再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 提供を行っている (3) 件 [<input type="checkbox"/>] 移転を行っている () 件 [<input type="checkbox"/>] 行っていない
提供先1	都道府県
①法令上の根拠	番号法第19条第8号、番号法施行令第20条
②提供先における用途	個人事業税の賦課徴収
③提供する情報	本県で賦課しない者に係る所得税申告所等データ
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本県で賦課しない所得税申告者等
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (地方税ポータルセンタ(eLTAX)(国税連携システム))
⑦時期・頻度	他都道府県が賦課する者であったことが判明した場合に随時行う。
提供先2～5	
提供先2	都道府県、市町村
①法令上の根拠	番号法第19条第8号、番号法施行令第20条
②提供先における用途	地方税の賦課徴収及び調査
③提供する情報	県税に係る賦課情報(不動産取得税、個人事業税、県たばこ税、軽油引取税)
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	提供の対象となる賦課情報に係る納税義務者等
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input checked="" type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	対象となる賦課情報があった場合に随時行う。

提供先3	国税庁、都道府県、市町村等	
①法令上の根拠	番号法第19条第10号、番号法施行令第22条	
②提供先における用途	対象者に係る事務執行	
③提供する情報	県税に係る賦課徴収情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	照会等を受けた納税義務者等	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 (<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input checked="" type="checkbox"/> 紙)
⑦時期・頻度	照会等を受けた都度、随時行う。	
移転先1		
①法令上の根拠		
②移転先における用途		
③移転する情報		
④移転する情報の対象となる本人の数	[]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲		
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 (<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙)
⑦時期・頻度		

6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※		<p><税務システム、滞納整理支援システム、KRシステム及び国税申告検索(KJ)システムにおける措置></p> <p>①すべての特定個人情報ファイル(電子ファイル)は、税務システム用機器(サーバー等)に保存されている。税務システム用機器(サーバー等)は、税務システムの運用管理保守業者が運営するデータセンターに設置しており、データセンターの入出管理については、指紋認証・ICカード認証が行われている。また、運用管理保守業務に従事する従業員の年2回のセキュリティ教育の実施及び月1回の運用監視・セキュリティ状況の報告を義務付けている。</p> <p>②申告書等の紙資料は、各県税事務所・自動車税事務所・宮古・八重山両事務所県税課にて管理を行い、キャビネット等に保管し、施錠管理する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 <p>②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>
②保管期間	期間	<p><選択肢></p> <p>1) 1年未満 2) 1年 3) 2年</p> <p>4) 3年 5) 4年 6) 5年</p> <p>7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上</p> <p>10) 定められていない</p>
②保管期間	その妥当性	<p>地方税法第17条の5の規定において更正又は決定をすることができる期間が定められており、更正又は決定をすることができる期間において保管する。ただし、未納の納税義務者等に係る情報については、当該期間に関わらず保管する。</p>
③消去方法		<p><税務システム、滞納整理支援システム、KRシステム及び国税申告検索(KJ)システムにおける措置></p> <p>①情報ごとに定められた保存期間を経過したデータは、システムにて消去する。システム機器の入替時には、データの復元ができないよう処置する。</p> <p>②復元ができないよう裁断等の処理を行い、破棄する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。</p> <p>②クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。</p>
7. 備考		

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

1. 課税サブシステム

【自動車取得税・自動車税課税管理】

1.登録番号、2.連番、3.納税者番号・納税義務者、4.車台番号下3桁、5.車台番号、6.申請年月日、7.車検有効年月日、8.初度登録年月、9.型式指定番号、10.類別区分番号、11.定員区分、12.定員、13.排気種別、14.排気量、15.積載量、16.車輛重量、17.車両総重量、18.車輛長さ、19.車輛幅、20.車輛高さ、21.型式、22.原動機型式、23.使用の本拠具体名漢字、24.使用の本拠、25.使用の本拠番地等、26.車名、27.納税者番号・使用者、28.納税者番号・所有者、29.納税者番号・送付先、30.納税通知書送付先区分、31.状態適用年月日、32.状態処理年月、33.下取年月日、34.年税額、35.登録年月日、36.異動年月日、37.変更前登録番号、38.変更前車台番号下3桁、39.変更前登録年月日、40.変更前登録番号変更年月日、41.変更後登録番号、42.変更後車台番号下3桁、43.変更後登録年月日、44.変更後登録番号変更年月日、45.分配処理日、46.修正処理日、47.最終履歴連番、48.所有形態、49.グリーン化税制軽課重課区分、50.改造車前類別区分番号、51.抵当権、52.低燃費車、53.ハイブリッド車、54.更新日、55.更新時刻、56.変更前車台番号、57.生年月日、58.手帳番号、59.手帳交付年月日、60.再交付、61.確認日、62.運転者氏名、63.当初登録番号、64.税率、65.納税者番号・身体障害者、66.所有者の続柄、67.使用者の続柄、68.減免継続区分、69.減免継続異動年月日、70.継続減免照会書状態区分、71.補記、72.生計区分、73.同日連番、74.課税連番、75.納税義務者納税者番号、76.税率・自動車税、77.状態適用年月日・自動車税、78.自動車税額、79.調定連番、80.課税年度、81.調定額、82.課税区分、83.更正事由、84.更正事由年月日、85.取得年月日、86.申告書区分、87.取得税申告区分、88.取得税課税区分、89.自営区分、90.決議年月日、91.通知年月日、92.納期限、93.取得価額・車両本体、94.取得価額・付加物、95.後課税標準額、96.前課税標準額、97.差引課税標準額、98.税額・取得税、99.既確定額、100.過不足額、101.特例区分、102.決議年月日加算、103.通知年月日加算、104.納期限加算、105.不徴収、106.調定額・過少、107.対応税額・過少通常、108.率%・過少通常、109.加算金額・過少通常、110.既確定額・過少通常、111.過不足額・過少通常、112.対応税額・過少加算、113.率%・過少加算、114.加算金額・過少加算、115.既確定額・過少加算、116.過不足額・過少加算、117.調定額・不申告、118.対応税額・不申告、119.率%・不申告、120.加算金額・不申告、121.既確定額・不申告、122.過不足額・不申告、123.調定額・重加算、124.対応税額・重加算、125.率%・重加算、126.加算金額・重加算、127.既確定額・重加算、128.過不足額・重加算、129.加算金計、130.過不足額計、131.最終連番、132.更正決定入力区分、133.加算金区分、134.前特例区分、135.後取得価額、136.前取得価額、137.既車両本体、138.既付加物県区分、139.許可証番号、140.許可年月日、141.代表者等氏名、142.法人等名称、143.氏名・名称(カナ)、144.住所(代表者)、145.住所(営業所)、146.電話番号、147.氏名・名称(清音)登録番号、148.番号・棟番号・番地等、149.更新前登録番号、150.更新前車台番号下3桁、151.更新前登録番号変更年月日、152.取引銀行、153.名義人氏名、154.取引銀行名、155.取引店舗名、156.作成区分、157.仕向銀行、158.仕向銀行名、159.仕向店舗名、160.滞納、161.納税義務者氏名(漢字)、162.納税義務者氏名(カナ)、163.住所、164.郵便番号、165.使用者氏名(漢字)、166.使用者氏名(カナ)、167.所有者氏名(漢字)、168.所有者氏名(カナ)、169.送付先名(漢字)、170.送付先名(カナ)、171.県内外区分、172.グリーン化税制軽加重課区分、173.バス、174.OCR連番、175.申告年月日、176.処理年月日、177.申告区分、178.取得原因、179.取得税・課税区分、180.自動車税・課税区分、181.改造費用、182.取得税・課税標準額、183.自動車取得税額、184.番地、185.方書、186.カナ氏名、187.最古登録番号、188.結束番号、189.結束連番、190.グリーン、191.時刻、192.バス区分、193.台数、194.新車中古車区分登録番号、195.月、196.時、197.車種分類番号、198.一連番号、199.分類区分番号、200.総排気量、201.丁目、202.番地等、203.所有者情報、204.所有者、205.使用者情報、206.使用者、207.状態ビット、208.状態ビット明細、209.使用の本拠漢字、210.所有者住所漢字、211.所有者住所具体名漢字、212.所有者氏名又は名称漢字、213.所有者氏名具体名漢字、214.使用者住所漢字、215.使用者住所具体名漢字、216.使用者氏名又は名称漢字、217.使用者氏名具体名漢字、218.グリーン化税制軽課対象区分、219.改造車の前類別区分番号、220.使用の本拠/町字、221.所有者住所/町字、222.使用者住所/町字、223.未使用税目、224.課税番号、225.納税者番号、226.入力日、227.入力事務所、228.担当者、229.申出人名、230.管理種別、231.通知書連番、232.納税者番号・身障者、233.最新登録番号、234.減免異動年月日、235.入力年月日、236.減免はがき審査区分、237.審査年月日、238.処理時刻、239.登録番号・最古、240.結束番号連番、241.使用の本拠丁目、242.税率区分、243.取得税額、244.賦課額、245.所有者氏名漢字、246.所有者住所、247.使用者氏名漢字、248.使用者住所、249.所有者住所丁目、250.所有者住所番地等、251.使用者住所丁目、252.使用者住所番地等、253.所有者納税者番号、254.所有者関連番号、255.所有者郵便番号分割、256.使用者納税者番号、257.使用者関連番号、258.使用者郵便番号分割、259.グリーン化税制軽課対策区分、260.分配使用の本拠・住所、261.転出一覧表用・登録番号、262.削除事由、263.更新事由、264.修正処理日(税率・税額)、265.削除処理日、266.変更前車台番号登録番号、267.沿革番号、268.業務種別、269.申請日、270.異動日、271.有効期間満了日、272.有効期間満了日更新、273.車両重量、274.車両長さ、275.車両幅、276.車両高さ、277.所使同一区分、278.用途区分、279.抹消区分、280.低燃費区分、281.グリーン化区分、282.前回登録番号、283.次回登録番号、284.所有者名称漢字、285.使用者名称漢字、286.転入・転出区分、287.車台番号(下7桁)、288.他県登録番号・標板、289.他県登録番号8桁、290.納税義務者氏名、291.抹消年月日、292.減税額、293.当初税額、294.最終調定額、295.通知書種別、296.発付年度、297.更新時刻登録番号・最新、298.賦課年度、299.変更前状態適用年月日、300.課税変更事由、301.課税適用年月日、302.変更後の課税月数、303.変更前課税額、304.変更後課税額、305.課税増差額、306.変更前調定額、307.変更後調定額、308.変更後未納額、309.歳出還付額、310.登録事由、311.異動事由、312.課税納税義務者納税者番号、313.変更前未納額、314.普証区分、315.現年・過年・新年区分、316.増額・減額区分、317.通知書番号、318.引き抜き区分、319.事業実績、320.納税通知書 状態区分、321.調定日、322.変更納期限、323.発付日、324.返戻日、325.返戻解除日、326.公示送達日、327.住所照会出力回数、328.印刷区分、329.返戻事由、330.返戻解除事由、331.納通再発付区分、332.公示送達区分納税者番号、333.本税未納額、334.延滞金未納額最新登録番号、335.課税時登録番号、336.未納額、337.調定上未納額、338.処分納税者番号、339.申請区分、340.決議区分、341.更新時刻登録番号、342.分配住所、343.転出一覧表用情報、344.更新削除事由、345.修正削除処理日、346.更新日時刻、347.関連年月日、348.申告書区分情報、349.結束番号(申告)、350.結束連番(申告)、351.申告分配情報、352.時刻・更新日時刻、353.新車中古車区分、354.納税義務者区分、355.旧登録番号、356.取得税課税対象区分、357.納税義務者氏名漢字、358.納税義務者氏名カナ、359.個人法人区分、360.組織区分、361.宛先郵便番号、362.宛先氏名、363.宛先住所

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

364.宛先方書、365.当初事務所名、366.当初事務所電話番号納税者番号、367.歳入日、368.納付日、369.税額、370.納税証明書交付番号、371.受付事務所、372.税目名、373.会計年度、374.判定区分、375.金融機関名称、376.支店名称、377.口座種別、378.口座種別名称、379.口座番号、380.口座名義人、381.収納機関番号、382.納付番号、383.確認番号、384.納付区分、385.車台番号下4桁、386.納税者住所、387.納税者氏名、388.税額名称、389.延滞金額名称、390.延滞金額、391.合計金額名称、392.合計金額、393.グリーン化税制軽課重課、394.OCR、395.返戻処理用OCR、396.コンビニ取扱期限、397.事務所等名、398.収納代行会社、399.口座振替開始日、400.口座振替終了日、401.口座振替依頼日、402.更新者事務所、403.更新者、404.更新時間、405.統合先納税者番号、406.口座情報、407.氏名(漢字)、408.氏名(カナ)、409.第2氏名有無、410.第2氏名(漢字)、411.第2氏名(カナ)、412.前後区分、413.代表者名、414.代表者区分、415.通り名入力、416.通り名、417.状態区分、418.統合元更新者事務所、419.統合元更新者、420.統合元登録日、421.統合元更新日、422.事務所、423.統合事務所名、424.統合者、425.登録日、426.登録時間、427.更新時間大口納税者納税者番号、428.作成年月日、429.大口納税者名、430.大口納税者住所、431.納税通知書番号、432.納税通知額、433.漢字氏名、434.漢字住所、435.収入額、436.処理年月、437.調定額件数、438.納期内収入件数、439.納期内収入額、440.年度、441.交付番号、442.処理時間、443.異動連番、444.修正前後、445.異動内容登録番号、446.登録番号変更年月日、447.変更前納期限、448.前年度軽課対象有無、449.本年度グリーン化軽重区分、450.グリーン化増減額、451.法定税額、452.発布日、453.口座振替開始年月日、454.口座振替終了年月日、455.引落日、456.減額算定後調定額、457.一免内部的法定税額、458.一免内部的調定額、459.一免外部的法定税額、460.一免外部的調定額、461.口座区分、462.口座名義人(カナ)、463.金融機関名(漢字)、464.店舗名(漢字)、465.納税通知書作成区分、466.引落日登録番号、467.納税者番号区分、468.補記区分、469.事務所名、470.課税異動日、471.軽課重課名、472.加減税率、473.当初調定額、474.確定額、475.今回調定額、476.状態名、477.氏名、478.滞納有無、479.口座有無、480.送付先有無データ種別、481.宛先納税者番号、482.宛先氏名(漢字)、483.宛先住所(漢字)、484.通知書枚数、485.送付先納税者番号、486.登録番号・標板、487.登録番号・車種、488.登録番号・カナ、489.登録番号・番号、490.車台番号 下3桁、491.車種区分、492.認定型式、493.課税標準基準額、494.中古車用基準額、495.自家用税額、496.営業用税額、497.仕様、498.制度、499.開始年月、500.耐用年数、501.社内型式、502.更新年月日、503.低燃費軽減基準額、504.低燃費軽減税額、505.新車ページ番号、506.中古車製本区分、507.中古車ページ番号納税者番号、508.受付事務所事務所CD、509.入力理由、510.事務所CD、511.自動車税課税区分、512.取得税課税標準額、513.整理番号、514.車検有効期限、515.対象年、516.対象月、517.処理年、518.処理月、519.処理日、520.標板区分、521.車種、522.カナ、523.番号、524.住所区分、525.氏名具体名漢字、526.住所具体名漢字、527.m秒、528.氏名又は名称の具体名・漢字、529.登録番号C・標板、530.登録番号C・8桁、531.納税義務者、532.氏名又は名称、533.登録番号B、534.事由区分、535.事由、536.適用年月日、537.月数、538.増差額、539.異動区分、540.異動前情報、541.納税義務者氏名・名称、542.納税義務者住所、543.異動後情報、544.決議年、545.決議月、546.決議日、547.証紙事務所名、548.実績年月等、549.軽自・台数、550.経歴番号・経歴基準日、551.経歴番号・登録連番、552.調定事由・区分、553.調定事由、554.賦課決議日、555.増減調定適用日、556.更正請求日、557.調定増減額・本税、558.調定増減額・過少、559.調定増減額・不申告、560.調定増減額・重加、561.調定年度、562.申告年、563.申告月、564.申告日、565.更正請求年、566.更正請求月、567.過小申告加算金額、568.不申告加算金額、569.重加算金額、570.状態適用日、571.前有無登録番号、572.発布年月日、573.回答期限、574.個人法人等区分、575.県内・県外区分、576.市町村所庁区分、577.左詰カナ氏名、578.都道府県名、579.市町村名、580.大字名、581.小字名、582.納税義務者・納税者番号、583.納税義務者・納税者名、584.自動車種別、585.減額額、586.最終納付日、587.納付額、588.未納延滞額、589.未納区分、590.税額計、591.件数計、592.開始納税証明書交付番号、593.終了納税証明書交付番号、594.陸運名、595.証明書有効期限、596.有効期限元号、597.有効期限日付、598.発送日、599.発送日元号、600.発送日日付、601.グリーン化区分登録番号、602.納税義務者名漢字、603.車検有効年、604.車検有効月、605.車検有効日、606.納税義務者名カナ、607.住所(送付先)大口納税者納税者番号、608.宛先氏名漢字、609.宛先住所漢字、610.氏名漢字、611.納税義務者・氏名(漢字)、612.納税義務者・郵便番号、613.金融機関名、614.店舗名、615.氏名(名称)、616.預金種別、617.変更後納期限、618.宛先氏名(名称)、619.税目、620.通知種類、621.返戻区分、622.帳票出力区分、623.所有者納税者番号基本データ、624.納税義務者者番号、625.基準年月日、626.車検有効期限年月日、627.滞納税額、628.収納額、629.保留額、630.処分、631.収税担当者名、632.納税者区分、633.減額の始期、634.納付年月、635.処分登録番号、636.宛名、637.納期内納付額、638.納期後納付額、639.実績年月日、640.本税・加算金区分、641.課税事務所、642.調定事由(当初)、643.本税・最終調定額、644.本税・現在調定額、645.本税・未納額

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

【個人事業税課税管理】

1.課税番号、2.国税番号、3.納税者番号、4.該当区分、5.青白区分、6.送付区分、7.分割区分、8.開業日、9.廃業日、10.状態区分、11.変更日、12.屋号名称、13.事業所番地方書、14.事業所電話番号、15.相続人管理番号、16.税理士管理番号、17.新国税番号、18.資料送付先、19.資料請求先、20.転写事務所、21.更新日課税番号、22.所得年月、23.課税区分、24.課税年度、25.決議日、26.通知日、27.ファイル番号、28.保留区分、29.課税詳細事由、30.国税事業所得額、31.国税不動産所得額、32.国税専従者控除額、33.国税青色控除額、34.非課税所得額、35.専従者数、36.専従者控除額、37.合計額、38.損失繰越、39.被災繰越、40.譲渡損失、41.譲渡繰越、42.事業月数、43.事業主控除額、44.課税標準額、45.課税変更事由、46.国税処理事由、47.国税処理日、48.従業員数本県分、49.従業員数他県分、50.課税標準、51.本県分、52.他府県分、53.税額、54.計算税額、55.減免事由、56.減免等額、57.年税額、58.1期分、59.2期分、60.随時分、61.納期限(1期)、62.納期限(2期)、63.納期限(随時)、64.納期限(納期変更)、65.納期限(随時変更)、66.返戻延長事由、67.今回変更分、68.歳出還付額、69.社会保険収入、70.自由診療収入、71.雑収入、72.社会保険所得、73.自由診療所得、74.租特法26条適用状況、75.変更前通知日、76.担当者番号、77.自動計算連番(医業等)、78.自動計算連番(不動産等)、79.所得年、80.1年後控除額、81.2年後控除額、82.3年後控除額、83.所得額、84.控除額計、85.単年残額、86.累積残額、87.更新日税目、88.調定事由、89.異動事由、90.事業年始期、91.事業年終期、92.国税区分、93.税官処理日、94.国税事業所得金額、95.国税不動産所得金額、96.国税青申控除額、97.事業税専従人数、98.事業税専従控除額、99.事業税非課税所得額、100.控除額合計、101.分割課税標準額、102.基本国税番号、103.納税者氏名、104.納税者生年月日、105.住所、106.郵便番号、107.電話番号、108.事業所所在地、109.主業種、110.従1業種、111.従2業種、112.基本青白区分、113.基本分割区分、114.口座種別、115.口座番号、116.前年度課税対象所得、117.前年度非課税所得、118.繰越控除残額、119.住宅貸付一戸棟数、120.住宅貸付貸間室数、121.住宅以外一戸棟数、122.住宅以外貸間室数、123.建物貸付総面積、124.建物貸付収入金額、125.住宅用土地貸付契約数、126.住宅用土地貸付貸付総面積、127.住宅以外土地貸付契約件数、128.複合貸付件数、129.不動産共有有無、130.不動産該当状況、131.不動産収入金額、132.所得年月(不動産貸付)、133.入力日(不動産貸付)、134.駐車場台数青空、135.駐車場台数建物、136.駐車場共有有無、137.駐車場該当状況、138.駐車場収入金額、139.所得年月(駐車場貸付)、140.入力日(駐車場貸付)、141.台帳管理台帳番号、142.台帳管理一連番号、143.異動年月日、144.国税異動事由、145.申告区分、146.国税青白区分、147.青色申告特別控除額、148.国税氏名、149.国税カナ氏名、150.国税生年月日、151.国税郵便番号、152.国税電話番号、153.国税住所、154.漢字住所番地方書、155.国税屋号、156.国税カナ屋号、157.国税営業等収入金額、158.国税その他の事業収入金額、159.国税不動産収入金額、160.国税その他雑収入金額、161.国税営業等所得金額、162.国税その他の事業所得金額、163.国税不動産の所得金額、164.国税雑所得金額、165.国税主業種、166.国税従業種営業、167.国税従業種他事業、168.国税従業種農業、169.国税従業種不動産、170.国税従業種その他、171.国税専従者給与(控除)額、172.国税配偶者控除、173.国税扶養控除、174.国税特後短期譲渡所得金額、175.国税特後長期譲渡所得金額、176.国税繰越損失控除額、177.連番、178.事業所得、179.青申特別控除、180.所得税専従控除、181.事業税専従控除、182.損失繰越控除額、183.被災繰越控除額、184.譲渡損失控除額、185.譲渡繰越控除額、186.社会保険診療収入、187.その他収入、188.社会保険診療所得、189.対象分損失繰越控除額、190.対象分被災繰越控除額、191.対象分譲渡損失控除額、192.対象分譲渡繰越控除額、193.調整率、194.薬品等原価合計金額、195.事業税の経費合計金額、196.事業税以外の経費合計金額、197.繰戻貸倒引当金経費、198.繰入貸倒引当金経費、199.雑収入所得金額、200.26条適用経費自由診療、201.26条適用経費社会保険診療、202.主本県分従業員、203.主他県分従業員、204.従1本県分従業員、205.従1他県分従業員、206.従2本県分従業員、207.従2他県分従業員、208.不動産事業所得、209.不動産青申特別控除、210.不動産所得税専従控除、211.不動産事業税専従控除、212.不動産損失繰越控除額、213.不動産被災繰越控除額、214.不動産譲渡損失控除額、215.不動産譲渡繰越控除額、216.不動産貸付業収入、217.駐車場業収入、218.不動産課税対象外所得、219.その他事業所得、220.その他青申特別控除、221.その他所得税専従控除、222.その他事業税専従控除、223.その他損失繰越控除額、224.その他被災繰越控除額、225.その他譲渡損失控除額、226.その他譲渡繰越控除額、227.課税対象収入、228.非課税対象収入、229.その他課税対象外所得、230.更新日、231.個人番号、231.枝番号

【狩猟税課税管理】

1.課税年度、2.課税区分、3.実績年月日、4.決議日、5.登録区分、6.納税者番号、7.課税番号、8.実績年度、9.課税連番、10.納期限、11.変更前の登録区分、12.確定件数_第一種1号、13.確定件数_第一種2号、14.確定件数_網猟3号、15.確定件数_網猟4号、16.確定件数_わな猟3号、17.確定件数_わな猟4号、18.確定件数_第二種5号、19.確定件数_計、20.確定税額_第一種1号、21.確定税額_第一種2号、22.確定税額_網猟3号、23.確定税額_網猟4号、24.確定税額_わな猟3号、25.確定税額_わな猟4号、26.確定税額_第二種5号、27.確定税額_計、28.既確件数_第一種1号、29.既確件数_第一種2号、30.既確件数_網猟3号、31.既確件数_網猟4号、32.既確件数_わな猟3号、33.既確件数_わな猟4号、34.既確件数_第二種5号、35.既確件数_計、36.既確税額_第一種1号、37.既確税額_第一種2号、38.既確税額_網猟3号、39.既確税額_網猟4号、40.既確税額_わな猟3号、41.既確税額_わな猟4号、42.既確税額_第二種5号、43.既確税額_計、44.差引件数_第一種1号、45.差引件数_第一種2号、46.差引件数_網猟3号、47.差引件数_網猟4号、48.差引件数_わな猟3号、49.差引件数_わな猟4号、50.差引件数_第二種5号、51.差引件数_計、52.差引税額_第一種1号、53.差引税額_第一種2号、54.差引税額_網猟3号、55.差引税額_網猟4号、56.差引税額_わな猟3号、57.差引税額_わな猟4号、58.差引税額_第二種5号、59.差引税額_計、60.更新日

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

【不動産取得税課税管理】

1.課税番号、2.課税区分、3.原承区分、4.合算区分、5.課税年度、6.決議年月日、7.通知・発布年月日、8.当初納期限、9.変更後納期限、10.納期限変更年月日、11.変更課税申請年月日、12.変更課税決議番号、13.資料番号、14.課税筆数、15.共有者数、16.物件数、17.主たる物件の物件番号(土地)、18.主たる物件の物件番号(建物)、19.申告書提出区分、20.申告書提出年月日、21.賦課額変更事由、22.評価額、23.税率適用区分、24.控除額、25.控除事由、26.免税点適用額、27.案分前課税標準額、28.課税標準額、29.税額、30.減額額、31.減額事由、32.最終税額、33.建物最終税額、34.課税最終税額、35.差引増減額(訂正)、36.差引増減額(実質)、37.連帯納税管理番号、38.共有者合算前資料番号、39.物件合算前資料番号、40.調定対応連番、41.現最終調定連番、42.調定遡及用調定額、43.課税データ区分、44.課税状態区分、45.事前減額適用の有無、46.失格区分、47.納変処理の有無、48.返戻処理の有無、49.取消区分、50.調定年月日、51.過誤納事由、52.納税通知書出力の有無、53.現過年度区分、54.歳入年度、55.床面積、56.非住宅部分面積、57.課税事務所区分、58.調定保留の有無、59.過誤納発生額、60.課税免除課税標準額(土地)、61.課税免除課税標準額(住宅)、62.課税免除課税標準額(住他)、63.排他用更新年月日・時刻、64.入力生成年月日、65.更新年月日課税番号、66.共有者番号、67.納税者番号、68.主従区分、69.業者区分、70.取得者持分(分子)、71.取得者持分(分母)、72.返戻・納変事由、73.返戻・納変処理年月日、74.取得額、75.控除適用額、76.負担額、77.連帯納税義務離脱区分、78.返戻内容事由、79.返戻解除事由、80.課税別納税者番号、81.物件番号、82.物件持分(分子)、83.物件持分(分母)、84.控除、85.適用種別、86.附則11条の3、87.本法73条の24、88.物件所在地名称、89.地番、90.土地家屋区分、91.物件数(外件数)、92.取得区分、93.その他取得区分、94.家屋構造、95.屋根構造、96.家屋種類、97.地目区分、98.家屋形態、99.地上階数、100.地下階数、101.住宅部分面積、102.その他部分面積、103.合計面積、104.戸数、105.再建築評点数、106.評価基準年、107.評価基準明確化、108.課税評価額、109.評価区分、110.新築年月日、111.取得年月日、112.在来家屋住宅面積、113.在来家屋取得年月日、114.1㎡当評点数、115.1点単価、116.換算率、117.上昇率、118.建床面積、119.合算資料番号、120.合算課税番号、121.合算課税区分、122.特例控除の有無、123.特例控除対象面積、124.特例控除対象戸数、125.明細存在区分、126.物件取得価格、127.本番号、128.枝番号、129.枝枝番号、130.FC等情報、131.課税/非課税地、132.固定資産評価額、133.法務局受付番号、134.登記年月日、135.農転目的区分、136.宅地比準、137.平米単価、138.造成費、139.登記義務者数、140.宅地減額適用の有無、141.宅減資料番号、142.適用の有無(住宅控除適用)、143.新築・既存区分(住宅控除適用)、144.戸数(床)、145.自決国決区分、146.明細種類区分、147.明細連番、148.面積、149.適用面積、150.新規・既存区分、151.義務者番号、152.義務者数他、153.履歴区分、154.処理年度、155.申請日、156.処理番号、157.猶予額、158.猶予事由、159.猶予期限(始期)、160.猶予期限(終期)、161.猶予取消年月日、162.猶予取消決議年月日、163.猶予取消番号、164.親R課税区分(変更前)、165.親R課税区分(変更後)、166.適用・変更区分、167.異動事由、168.原始・承継区分、169.共有者持分(分子)、170.共有者持分(分母)、171.課税/非課税物件、172.自決国決、173.解除、174.更新年月日条件区分、175.本表附則区分、176.作成事務所、177.事務所区分、178.個人法人区分、179.取得価格範囲、180.件数、181.取得価格条件区分、182.数字エリア条件区分、183.事由名称、184.適用件数、185.減額適用額、186.徴収猶予件数、187.徴収猶予適用額条件区分、188.取得年度、189.価格課税番号、190.履歴番号、191.処理区分、192.申請年月日、193.保留事由、194.申告年月日、195.保留期限年月日、196.当初税額、197.保留額、198.通知書出力の有無、199.作成日、200.家屋番号(本番)、201.家屋番号(枝番)、202.家屋番号(枝枝番)、203.異動記号、204.棟番号(本番)、205.棟番号(枝番)、206.種類、207.構造(主体)、208.構造(屋根)、209.構造(階数)、210.構造(その他)、211.建築年、212.評価床面積1階、213.評価床面積1階以外、214.単位当評点数、215.市街地調整記号、216.減免事項(記号)、217.減免事項(割合)、218.事変記号(上1桁)、219.事変記号(下2桁)、220.前基準年度決定価格、221.前基準年度評価額、222.決定価格、223.住所(漢字)、224.方書(漢字)、225.氏名(漢字)、226.氏名カナ、227.持分分子、228.持分分母、229.郵便番号

【産業廃棄物税課税管理】

1. 税目、2.課税番号、3.実績年月、4.調定連番、5.課税年度、6.課税側課税年度、7.納税者番号、8.課税事務所、9.収納事務所、10.歳入年度、11.現滞区分、12.調定事由、13.課税区分、14.変更すべき調定事由、15.変更すべき課税区分、16.適用区分、17.本税の調定連番、18.本来の納期限、19.納期限、20.調定日、21.賦課決議日、22.通知書発付日、23.増減調定適用日、24.増減調定延滞金適用日、25.申告日、26.申請日・收受日、27.更正請求日、28.税務署処理日、29.事業年度終了日、30.申告書提出日、31.重加算金対応率、32.監査による申告期限延長、33.税率・区分、34.登録日、35.登録抹消日、36.課税月数、37.不動産取得日、38.鉱業権抹消日、39.利子割不徴収終期、40.過誤納事由、41.過誤納発生日、42.還付加算金始期日、43.除算期間開始日、44.除算期間終了日、45.変更前調定額・本税、46.変更前調定額・本税均等割、47.変更前調定額・延滞金、48.変更前調定額・過少申告加算金、49.変更前調定額・不申告加算分、50.変更前調定額・重加算金、51.変更後調定額・本税、52.変更後調定額・本税均等割、53.変更後調定額・延滞金、54.変更後調定額・過小申告加算金、55.変更後調定額・不申告加算分、56.変更後調定額・重加算金、57.還付額1、58.還付事由1、59.還付発生日1、60.還付加算金始期1、61.除算期間開始日1、62.除算期間終了日1、63.還付額2、64.還付事由2、65.還付発生日2、66.還付加算金始期2、67.除算期間開始日2、68.除算期間終了日2、69.還付額3、70.還付事由3、71.還付発生日3、72.還付加算金始期3、73.除算期間開始日3、74.除算期間終了日3、75.納付情報・納付日、76.納付情報・歳入日、77.納付情報・納付事由、78.納付情報・納付県税、79.納付情報・本税、80.納付情報・本税均等割、81.納付情報・延滞金、82.納付情報・過少申告加算金、83.納付情報・不申告加算金、84.納付情報・重加算金、85.納付者納税者番号、86.処理区分、87.本税区分、88.加算金情報・調定連番、89.加算金情報・調定日、90.加算金情報・通知日、91.加算金情報・納期限、92.加算金区分、93.変更前 通常分、94.変更前 加算分、95.変更後 通常分、96.変更後 加算分、97.更新年月日、98.更新時間

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

【軽油引取税課税管理】

1.履歴番号、2.変更日付、3.事業者区分、4.申告方法、5.旧管轄県税事務所、6.新管轄県税事務所、7.管轄県税変更日、8.申請日、9.消除日、10.指定日、11.取消日、12.通知日、13.状態区分、14.状態区分設定日、15.営業開始日、16.実績開始年月、17.受任者、18.休業期間(自)、19.休業期間(至)、20.施設区分、21.容量、22.基数、23.仕入方法、24.納税者番号(事業者)、25.納税者番号(事務所)、26.納税者番号、27.組合加入、28.債権者番号、29.登録理由、30.証券番号、31.延長理由、32.災害延長期限、33.特記事項、34.交付金受任有無、35.交付金受任者氏名、36.交付金受任者住所、37.交付金支払方法、38.受任者納税者番号、39.課税地指定有無、40.登録日、41.行為年、42.行為月、43.輸入連番、44.納付納入等区分、45.課税標準量、46.課税額、47.加算金、48.課税連番、49.訂正連番、50.調定連番、51.行為年月、52.課税区分、53.課税年度、54.課税年月、55.決議日、56.数量、57.合計数量、58.税額、59.税率、60.更正決定事由設定日、61.納期限、62.申告期限、63.調査着手日、64.申告日、65.災害延長納期限、66.通知番号、67.過年度減額、68.混和承認の有無、69.事業者番号、70.実績年月、71.納入区分、72.調定事由、73.変更すべき事由、74.本税の調定連番、75.本来の納期限、76.調定日、77.賦課決議日、78.通知書発付日、79.増減調定適用日、80.更正請求日、81.過誤納事由、82.過誤納発生日、83.還付加算金始期日、84.変更前本税、85.変更前過少申告加算金、86.変更前不申告加算金、87.変更前重加算金、88.変更後本税、89.変更後過少申告加算金、90.変更後不申告加算金、91.変更後重加算金、92.加算金対応課税連番、93.加算金対応訂正連番、94.課税連番(前進)、95.訂正連番(前進)、96.課税連番(後退)、97.訂正連番(後退)、98.同一グループ課税連番、99.同一グループ訂正連番、100.納期延長理由、101.徴収区分、102.乗率、103.対象税額、104.加算金額、105.加算金既確定額、106.本税対応課税連番、107.本税対応訂正連番、108.更新日使用者番号、109.発行区分、110.発行区分設定日、111.初回交付日、112.今回交付日、113.有効期間(自)、114.有効期間(至)、115.登録区分、116.登録区分設定日、117.共同使用者数、118.機械設備数、119.申請区分、120.納入方法、121.免税軽油使用地、122.更新日免税証番号、123.券区分、124.使用者番号、125.交付日、126.有効期限、127.計算期間(自)、128.計算期間(至)、129.免税証状態区分、130.券券区分、131.新旧区分、132.県内県外区分、133.事務所CD、134.枚数、135.通知年月日、136.猶予前納期限、137.期前納入税額、138.既納入年月日、139.徴収猶予税額計、140.一ヶ月徴収猶予期限(自)、141.一ヶ月徴収猶予期限(至)、142.一ヶ月徴収猶予日数、143.一ヶ月徴収猶予税額、144.納入予定日、145.二ヶ月徴収猶予期限(自)、146.二ヶ月徴収猶予期限(至)、147.二ヶ月徴収猶予日数、148.二ヶ月徴収猶予税額、149.対象番号、150.会計年度、151.期、152.調定年月、153.調定金額、154.収納額納期内、155.収納額猶予期間内、156.収納額期間外、157.収入未済額、158.調定額合計、159.収入額合計、160.廃業等年月日、161.報償金交付対象金額、162.交付率、163.報償金額、164.交付調整額、165.交付確定額、166.石商区分、167.支払保留区分、168.登録年月日、169.更新年月日

【県たばこ税課税管理】

1.履歴番号、2.変更日、3.納税者番号、4.開始日、5.廃止日、6.旧管轄県税事務所、7.販売業者登録日、8.販売業者取消日、9.特例期限許可日、10.特例期限取消日、11.休止期間開始日、12.休止期間終了日、13.担当部署名、14.担当者名、15.電話番号、16.登録日、17.更新日課税年度、18.行為年月、19.課税連番、20.課税区分、21.申告日、22.決議日、23.調定年月、24.更正請求日、25.通知日、26.申告期限、27.納期限、28.期限延長区分、29.延長納期限、30.本税、31.過小申告加算金、32.不申告加算金、33.重加算金、34.課税標準額本数、35.課税標準額税額、36.課税標準額合計、37.課税免除額本数、38.課税免除額税額、39.課税免除額合計、40.返還控除額本数、41.返還控除額税額、42.返還控除額合計、43.差引増減額、44.課税標準額本数 既確定、45.課税標準額税額 既確定、46.課税標準額合計 既確定、47.課税免除額本数 既確定、48.課税免除額税額 既確定、49.課税免除額合計 既確定、50.返還控除額本数 既確定、51.返還控除額税額 既確定、52.返還控除額合計 既確定、53.差引増減額 既確定、54.納付還付額、55.過年度減、56.前年度歳入還付額、57.管理外区分、58.納期延長理由、59.税額、60.徴収猶予期間(自)、61.徴収猶予期間(至)、62.徴収猶予日数、63.徴収猶予税額、64.納入予定日、65.納入方法、66.加算金連番、67.重加算金 対象税額、68.重加算金 乗率、69.重加算金 徴収区分、70.重加算金加算金、71.重加算金既確定税額、72.重加算金差引税額、73.重加算金 過年度減、74.重加算金 前年度歳入還付額、75.過少申告通常分対象税額、76.過少申告通常分乗率、77.過少申告通常分徴収区分、78.過少申告通常分加算金、79.過少申告通常分既確定税額、80.過少申告通常分差引税額、81.過少申告加算分対象税額、82.過少申告加算分乗率、83.過少申告加算分徴収区分、84.過少申告加算分加算金、85.過少申告加算分既確定税額、86.過少申告加算分差引税額、87.過少申告合計加算金、88.過少申告合計既確定税額、89.過少申告合計差引税額、90.過少申告合計 過年度減、91.過少申告合計 前年度歳入還付額、92.不申告通常分対象税額、93.不申告通常分乗率、94.不申告通常分徴収区分、95.不申告通常分加算金、96.不申告通常分既確定税額、97.不申告通常分差引税額、98.不申告加算分対象税額、99.不申告加算分乗率、100.不申告加算分徴収区分、101.不申告加算分加算金、102.不申告加算分既確定税額、103.不申告加算分差引税額、104.不申告合計加算金、105.不申告合計既確定税額、106.不申告合計差引税額、107.不申告合計加算金 過年度減、108.不申告合計加算金 前年度歳入還付額、109.加算金合計、110.既確定額合計、111.差引額合計、112.更新日

【鉱区税課税管理】

1.課税番号、2.履歴番号、3.異動日、4.鉱業権者番号、5.連番番号、6.登録日、7.更新回数、8.存続期間終了日、9.期間満了日、10.県内面積、11.総面積、12.納税管理人番号、13.送付先管理番号、14.更新日、15.登録番号、16.実績年度、17.課税連番、18.課税区分、19.課税年度、20.決議日、21.通知発付日、22.納期限、23.変更納期限、24.課税標準面積、25.税率、26.適用月数、27.明細税額、28.調整額、29.課税額、30.県内面積 既確定、31.課税標準面積 既確定、32.税率 既確定、33.適用月数 既確定、34.明細税額 既確定、35.調整額 既確定、36.課税額 既確定、37.総面積 既確定、38.差引増減額、39.異動事由、40.基本 履歴番号、41.登録年月日、42.満了年月日、43.存続期限、44.課税種別、45.調定事由、46.鉱業権抹消日、47.過誤納事由、48.過誤納発生日、49.還付加算金始期日、50.増減調定適用日、51.増減調定延滞金適用日、52.災害減免、53.県内面積変更分、54.課税標準変更分、55.通知日、56.非課税等区分、57.管理連番、58.納税者番号、59.共同経営期間(開始日)、60.共同経営期間(終了日)

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

2. 収納管理サブシステム

【収納管理】

1.課税番号、2.実績年月等、3.課税連番、4.課税年度、5.納税者番号、6.課税事務所(当初)、7.課税事務所(現在)、8.収納事務所(当初)、9.収納事務所(現在)、10.収納歳入年度、11.現滞区分、12.調定事由(当初)、13.課税区分(当初)、14.調定事由(現在)、15.課税区分(現在)、16.本税の調定連番、17.本来の納期限、18.納期限、19.調定日(当初)、20.調定日(現在)、21.賦課決議日、22.通知書発行日、23.増減調定適用日、24.増減調定延滞金適用日、25.申告日、26.申請日・收受日、27.更正請求日、28.税務署処理日、29.国税処理日、30.事業年度終了日、31.確定申告提出日、32.重加対応率、33.重加対応税額、34.重加対応率・税割、35.重加対応税額・税割、36.重加対応率・所得、37.重加対応税額・所得、38.重加対応率・付加、39.重加対応税額・付加、40.重加対応率・資本、41.重加対応税額・資本、42.重加対応率・収入、43.重加対応税額・収入、44.利子割還付額等、45.監査の申告期限延長、46.外形法人区分、47.自主決定日、48.税率・区分、49.登録日、50.登録抹消日、51.課税月数、52.初度登録年月、53.積雪軽減区分、54.車台番号、55.他税目設定日付、56.本税・当初調定額、57.本税・最終調定額、58.本税・最終調定額・税割、59.本税・最終調定額・均等、60.本税・最終調定額・所得、61.本税・最終調定額・付加、62.本税・最終調定額・資本、63.本税・最終調定額・収入、64.本税・年度当初調定額、65.本税・現在調定額、66.本税・未納額、67.本税・当年度収納額、68.本税・当年度収納・税割、69.本税・当年度収納・均等、70.本税・当年度収納・所得、71.本税・当年度収納・付加、72.本税・当年度収納・資本、73.本税・当年度収納・収入、74.本税・収納額合計、75.本税・収納額合計・税割、76.本税・収納額合計・均等、77.本税・収納額合計・所得、78.本税・収納額合計・付加、79.本税・収納額合計・資本、80.本税・収納額合計・収入、81.本税・当年度欠損額、82.本税・当年度欠損・税割、83.本税・当年度欠損・均等、84.本税・当年度欠損・所得、85.本税・当年度欠損・付加、86.本税・当年度欠損・資本、87.本税・当年度欠損・収入、88.本税・欠損額合計、89.本税・欠損額合計・税割、90.本税・欠損額合計・均等、91.本税・欠損額合計・所得、92.本税・欠損額合計・付加、93.本税・欠損額合計・資本、94.本税・欠損額合計・収入、95.本税・歳出還付額、96.本税・督促状発行日、97.本税・督促状発行額、98.最終収納日(本税)、99.最終納付日(本税)、100.本税・滞納報告日、101.本税・滞納報告額、102.延滞金・課税年度、103.延滞金・歳入年度、104.延滞金・現滞区分、105.延滞金・調定事由(当初)、106.延滞金・調定事由(現在)、107.延滞金・調定日(当初)、108.延滞金・調定日(現在)、109.延滞金・賦課決議日、110.延滞金・当初調定額、111.延滞金・最終調定額、112.延滞金・年度当初調定額、113.延滞金・現在調定額、114.延滞金・未納額、115.延滞金・当年度収納額、116.延滞金・収納額合計、117.延滞金・当年度欠損額、118.延滞金・欠損額合計、119.延滞金・歳出還付額、120.延滞金・督促状発行額、121.延滞金・滞納報告日、122.延滞金・滞納報告額、123.延滞金・延滞金減免額、124.延滞金計算不可区分、125.過少・当初調定額、126.過少・最終調定額、127.過少・最終調定額・税割、128.過少・最終調定額・均等、129.過少・最終調定額・所得、130.過少・最終調定額・付加、131.過少・最終調定額・資本、132.過少・最終調定額・収入、133.過少・年度当初調定額、134.過少・現在調定額、135.過少・未納額、136.過少・当年度収納額、137.過少・当年度収納・税割、138.過少・当年度収納・均等、139.過少・当年度収納・所得、140.過少・当年度収納・付加、141.過少・当年度収納・資本、142.過少・当年度収納・収入、143.過少・収納額合計、144.過少・収納額合計・税割、145.過少・収納額合計・均等、146.過少・収納額合計・所得、147.過少・収納額合計・付加、148.過少・収納額合計・資本、149.過少・収納額合計・収入、150.過少・当年度欠損額、151.過少・当年度欠損・税割、152.過少・当年度欠損・均等、153.過少・当年度欠損・所得、154.過少・当年度欠損・付加、155.過少・当年度欠損・資本、156.過少・当年度欠損・収入、157.過少・欠損額合計、158.過少・欠損額合計・税割、159.過少・欠損額合計・均等、160.過少・欠損額合計・所得、161.過少・欠損額合計・付加、162.過少・欠損額合計・資本、163.過少・欠損額合計・収入、164.過少・歳出還付額、165.過少・督促状発行額、166.過少・滞納報告日、167.過少・滞納報告額、168.不申告・当初調定額、169.不申告・最終調定額、170.不申告・最終調定額・税割、171.不申告・最終調定額・均等、172.不申告・最終調定額・所得、173.不申告・最終調定額・付加、174.不申告・最終調定額・資本、175.不申告・最終調定額・収入、176.不申告・年度当初調定額、177.不申告・現在調定額、178.不申告・未納額、179.不申告・当年度収納額、180.不申告・当年度収納・税割、181.不申告・当年度収納・均等、182.不申告・当年度収納・所得、183.不申告・当年度収納・付加、184.不申告・当年度収納・資本、185.不申告・当年度収納・収入、186.不申告・収納額合計、187.不申告・収納額合計・税割、188.不申告・収納額合計・均等、189.不申告・収納額合計・所得、190.不申告・収納額合計・付加、191.不申告・収納額合計・資本、192.不申告・収納額合計・収入、193.不申告・当年度欠損額、194.不申告・当年度欠損・税割、195.不申告・当年度欠損・均等、196.不申告・当年度欠損・所得、197.不申告・当年度欠損・付加、198.不申告・当年度欠損・資本、199.不申告・当年度欠損・収入、200.不申告・欠損額合計、201.不申告・欠損額合計・税割、202.不申告・欠損額合計・均等、203.不申告・欠損額合計・所得、204.不申告・欠損額合計・付加、205.不申告・欠損額合計・資本、206.不申告・欠損額合計・収入、207.不申告・歳出還付額、208.不申告・督促状発行額、209.不申告・滞納報告日、210.不申告・滞納報告額、211.重加・当初調定額、212.重加・最終調定額、213.重加・最終調定額・税割、214.重加・最終調定額・均等、215.重加・最終調定額・所得、216.重加・最終調定額・付加、217.重加・最終調定額・資本、218.重加・最終調定額・収入、219.重加・年度当初調定額、220.重加・現在調定額、221.重加・未納額、222.重加・当年度収納額、223.重加・当年度収納・税割、224.重加・当年度収納・均等、225.重加・当年度収納・所得、226.重加・当年度収納・付加、227.重加・当年度収納・資本、228.重加・当年度収納・収入、229.重加・収納額合計、230.重加・収納額合計・税割、231.重加・収納額合計・均等、232.重加・収納額合計・所得、233.重加・収納額合計・付加、234.重加・収納額合計・資本、235.重加・収納額合計・収入、236.重加・当年度欠損額、237.重加・当年度欠損・税割、238.重加・当年度欠損・均等、239.重加・当年度欠損・所得、240.重加・当年度欠損・付加、241.重加・当年度欠損・資本、242.重加・当年度欠損・収入、243.重加・欠損額合計、244.重加・欠損額合計・税割、245.重加・欠損額合計・均等、246.重加・欠損額合計・所得、247.重加・欠損額合計・付加、248.重加・欠損額合計・資本、249.重加・欠損額合計・収入、250.重加・歳出還付額、251.重加・督促状発行額、252.重加・滞納報告日、253.重加・滞納報告額、254.発行・督促発行止期限、255.発行・催告発行止期限、256.発行・納通公示送達日、257.発行・督促公示送達日、258.発行・催告公示送達日、259.発行・OSS送信日、260.状況・個票出力、261.状況・執停事後調査書出力、262.状況・繰上徴収・納期限変更、263.状況・徴収嘱託、264.状況・執行停止、265.状況・送付先、266.状況・二次納、267.状況・承継人、268.状況・納管人、269.状況・延滞金減免入力、270.状況・徴収引継、271.情報・調定件数、272.情報・納付件数、273.情報・納通発行、274.情報・督促発行、275.情報・催告発行

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

276.情報・滞納処分、277.情報・中断停止、278.情報・徴収猶予、279.情報・換価猶予、280.情報・証券受託、281.情報・納税誓約、282.情報・不納欠損、283.情報・徴収引継、284.情報・コンビニ速報、285.経歴最終連番、286.異動情報最終連番、287.更新日、288.更新時間(時分秒)過誤納番号_会計年度、289.過誤納番号_連番、290.過誤納番号_枝番、291.税目、292.調定年度、293.経歴基準日、294.登録連番、295.経歴F登録連番_過誤納R、296.経歴F登録連番_還R過誤納、297.経歴F登録連番_還R加算金、298.過誤納事由、299.過誤納発生日、300.歳入歳出区分、301.納付_入すべき額_本税、302.納付_入すべき額_税割額、303.納付_入すべき額_均等割額、304.納付_入すべき額_所得割額、305.納付_入すべき額_付加価値割額、306.納付_入すべき額_資本割額、307.納付_入すべき額_収入割額、308.納付_入すべき額_延滞金、309.納付_入すべき額_過少、310.納付_入すべき額_不申告、311.納付_入すべき額_重加、312.過誤納額_本税、313.過誤納額_税割額、314.過誤納額_均等割、315.過誤納額_所得割額、316.過誤納額_付加価値割額、317.過誤納額_資本割額、318.過誤納額_収入割額、319.過誤納額_延滞金、320.過誤納額_過少、321.過誤納額_不申告、322.過誤納額_重加、323.還付加算金始期日、324.除算始期、325.除算終期、326.通知日、327.支払日、328.充当額合計_本税、329.充当額合計_税割額、330.充当額合計_均等割額、331.充当額合計_所得割額、332.充当額合計_付加価値割額、333.充当額合計_資本割額、334.充当額合計_収入割額、335.充当額合計_延滞金、336.充当額合計_過少、337.充当額合計_不申告、338.充当額合計_重加、339.還付額合計_本税、340.還付額合計_税割額、341.還付額合計_均等割額、342.還付額合計_所得割額、343.還付額合計_付加価値割額、344.還付額合計_資本割額、345.還付額合計_収入割額、346.還付額合計_延滞金、347.還付額合計_過少、348.還付額合計_不申告、349.還付額合計_重加、350.還付加算金_本税、351.還付加算金_延滞金、352.還付加算金_過少、353.還付加算金_不申告、354.還付加算金_重加、355.内充当した額_本税、356.内充当した額_延滞金、357.内充当した額_過少、358.内充当した額_不申告、359.内充当した額_重加、360.還付加算金手計算、361.支払区分、362.還付先区分、363.還付先納税者番号、364.還付先口座情報_金融機関、365.還付先口座情報_支店番号、366.還付先口座情報_口座種別、367.還付先口座情報_口座番号、368.還付先口座情報_口座名義、369.過誤納処理状態、370.納付者納税者番号、371.保留区分、372.調査文書出力区分、373.過誤納処理日、374.調定事由_当初、375.調定事由_現在、376.還付先変更受付番号、377.自動車県外還付口座調査フラグ、378.納税義務納税者番号、379.納付日、380.収納日、381.予定更新日、382.予定更新時間、383.更新区分、384.更新日_会計年度、385.連番、386.枝番、387.定期随時区分、388.経歴番号、389.除算期間_開始日、390.除算期間_終了日、391.充当_充当適状日、392.充当_充当終期日、393.充当_還付加算金区分、394.充当_本税_加算金区分、395.充当_充当額、396.充当_税割、397.充当_均等、398.充当_所得、399.充当_付加、400.充当_資本、401.充当_収入、402.充当_充当後未納額、403.充当_充当後未納_税割、404.充当_充当後未納_均等、405.充当_充当後未納_所得、406.充当_充当後未納_付加、407.充当_充当後未納_資本、408.充当_充当後未納_収入、409.充当_還付加算金計算値、410.充当_還付加算金基礎金額、411.充当_充当元経歴番号、412.充当_充当先税目、413.充当_充当先課税番号、414.充当_充当先実績年月等、415.充当_充当先課税連番、416.充当_充当先課税年度、417.充当_充当先経歴番号、418.充当_充当先本税加算金区分、419.充当_充当先会計年度、420.充当_充当先課税事務所、421.充当_充当先調定事由_当初、422.充当_予定更新日、423.充当_予定更新時間、424.充当_確定延滞金、425.還付_還付加算金区分、426.還付_還付税額_本税、427.還付_還付税額_税割、428.還付_還付税額_均等、429.還付_還付税額_所得、430.還付_還付税額_付加、431.還付_還付税額_資本、432.還付_還付税額_収入、433.還付_還付税額_延滞金、434.還付_還付税額_過少、435.還付_還付税額_不申告、436.還付_還付税額_重加、437.還付加算金計算値_本税、438.還付加算金計算値_税割、439.還付加算金計算値_均等、440.還付加算金計算値_所得、441.還付加算金計算値_付加、442.還付加算金計算値_資本、443.還付加算金計算値_収入、444.還付加算金計算値_延滞金、445.還付加算金計算値_過少、446.還付加算金計算値_不申告、447.還付加算金計算値_重加、448.還付加算金基礎金額_本税、449.還付加算金基礎金額_税割、450.還付加算金基礎金額_均等、451.還付加算金基礎金額_所得、452.還付加算金基礎金額_付加、453.還付加算金基礎金額_資本、454.還付加算金基礎金額_収入、455.還付加算金基礎金額_延滞金、456.還付加算金基礎金額_過少、457.還付加算金基礎金額_不申告、458.還付加算金基礎金額_重加、459.過誤納事由_通知用、460.検索用支払番号、461.支払番号、462.保管用_納税者番号、463.保管用_編集用住所、464.保管用_氏名漢字、465.保管用_支払方法、466.口座番号、467.口座名義、468.支払済情報_換金日、469.更新事務所、470.更新日過誤納番号_会計年度、471.S隔地払課税番号_年度等、472.還付通知日、473.受領日、474.還付額_本税、475.還付額_延滞金、476.還付額_過少、477.還付課税額_不申告、478.還付課税額_重加、479.還付加算額_内_本税、480.還付加算額_内_延滞金、481.還付加算額_内_過少、482.還付加算額_内_不申告、483.還付加算額_内_重加、484.組入日、485.組入登録日、486.償還通知番号、487.償還受付日、488.償還支払日、489.償還区分、490.過誤納事由_通知用、491.状態区分、492.還付額_戻出、493.還付額_支出、494.保管用_納税者番号、495.保管用_編集用住所、496.保管用_氏名漢字、497.支払済情報_換金日、498.実績年月、499.受付日、500.受付番号_受付年度、501.受付番号_受付連番、502.有効期間、503.委任先_納税者番号、504.委任先_口座番号、505.委任先_口座名義、506.更新時間(時分秒)会計年度、507.更新日納税者番号、508.歳入日、509.税額、510.納税証明書交付番号、511.入力補助種別、512.会計年度、513.調定事由(当初)、514.調定事由(現在)、515.充当元_課税番号、516.充当元_実績年月等、517.充当元_課税連番、518.充当元_調定年度、519.納税者氏名(漢字)、520.納税者住所、521.歳入年度、522.充当先_課税番号、523.充当先_実績年月等、524.充当先_課税連番、525.充当先_調定年度、526.徴収金区分、527.過誤納額、528.充当_還付額、529.発生日、530.始期日、531.操作日付、532.操作時刻発付番号_通知書種類、533.発付番号_発付年度、534.発付番号_連番、535.送付先納税者番号、536.発付日、537.返戻日、538.返戻事由、539.返戻解除日、540.返戻解除事由、541.取消日、542.取消事由、543.経歴F経歴番号_経歴基準日、544.経歴F経歴番号_登録連番、545.通知書_発付年度、546.通知書_口座番号、547.通知書_加入者名、548.通知書_本税、549.通知書_法票_本税、550.通知書_法票_税割、551.通知書_法票_均等、552.通知書_法事_本税、553.通知書_法事_所得、554.通知書_法事_付加、555.通知書_法事_資本、556.通知書_法事_収入、557.通知書_延滞金、558.通知書_過少、559.通知書_不申告、560.通知書_重加、561.通知書_収納機関番号、562.通知書_納付番号、563.通知書_納付区分、564.通知書_納期限、565.通知書_整理番号、566.通知書_登録番号、567.通知書_確認番号、568.通知書_OCR文字列上、569.通知書_OCR文字列下、570.通知書_宛先納税者番号、571.通知書_証券受託日、572.通知書_過誤_会計年度、573.通知書_過誤_連番、574.通知書_過誤_枝番、575.設定日、576.課税事務所、577.車検満了日、578.登録番号、579.未納額_本税、580.未納額_延滞金、581.未納額_過少、582.未納額_不申告、583.未納額_重加、584.充当できる額_本税

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

585. 充当できる額・延滞金、586. 充当できる額・過少、587. 充当できる額・不申告、588. 充当できる額・重加、589. 調定情報区分、590. 収納事務所、591. 延滞金・課税番号、592. 延滞金・実績年月等、593. 延滞金・課税連番、594. 延滞金・調定年度、595. 延滞金・本来の納期限、596. 延滞金・納期限、597. 延滞金・通知日、598. 延滞金・申告日、599. 延滞金・税務署処理日、600. 延滞金・事業年度終了日、601. 延滞金・確定申告提出日、602. 延滞金・重加算金対応率、603. 延滞金・利子割還付額等、604. 延滞金・監査申告期限延長、605. 延滞金・税率・区分、606. 延滞金・登録日、607. 延滞金・登録抹消日、608. 延滞金・課税月数、609. 延滞金・その他日付、610. 延滞金・増減調定適用日、611. 延滞金・最終納付日、612. 延滞金・調定事由・当初、613. 延滞金・調定事由・現在、614. 入力連番、615. 入力区分、616. 収納日・統計用、617. 調定事由、618. 課税県税、619. 納付事由、620. 納付額合計、621. 本税、622. 税割額、623. 均等割額、624. 所得割額、625. 付加価値割額、626. 資本割額、627. 収入割額、628. 延滞金、629. 過少申告加算金、630. 不申告加算金、631. 重加算金、632. 納付県税、633. 口座振替情報・金融機関、634. 口座振替情報・支店番号、635. 口座振替情報・口座種別、636. 口座振替情報・口座番号、637. 口座振替情報・口座名義、638. 金融機関処理日、639. 納付日2、640. 納付額合計チェック、641. 訂正日、642. 収入機関、643. 収入日、644. 車台番号下3桁、645. 収入額合計、646. 本税収入額、647. 仮消込区分、648. 処理日通知書種類、649. 経歴F経歴番号・経歴基準日、650. 経歴F経歴番号・登録連番、651. 発付番号・通知書種類、652. 発付番号・発付年度、653. 発付番号・連番、654. 更新日消込日、655. 処理連番、656. 収納日(統計用)、657. 現滞区分口座区分、658. 管理番号、659. 金融機関番号、660. 支店番号、661. 金融機関名称、662. 支店名称、663. 預金種目、664. 口座振替開始年月日、665. 口座振替終了年月日、666. 引落日、667. 更新時間(時分秒)消込日、668. 処理日、669. 前課税番号、670. 前実績年月等、671. 前課税連番、672. 前課税年度、673. 前収入額合計、674. 前本税収入額処理日、675. 処理時間、676. 異動処理区分、677. 県税事務所、678. 調定日、679. 抽出区分、680. 先・会計年度、681. 先・事務所、682. 先・税目、683. 先・現滞区分、684. 先・本税、685. 先・延滞金、686. 先・過少申告加算金、687. 先・不申告加算金、688. 先・重加算金、689. 先・課税番号、690. 先・実績年月等、691. 先・課税連番、692. 先・課税年度、693. 還充・定期随時区分、694. 還充・歳入歳出区分、695. 登録取消区分、696. 集計日、697. 調定決議日

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

3. 滞納管理サブシステム

【滞納管理】

1.課税番号、2.実績年月等、3.課税連番、4.課税年度、5.年度、6.納税誓約番号・連番、7.画面登録連番、8.納税誓約年月日、9.初回納付年月日、10.最終納付年月日、11.毎月納付日、12.毎月納付額、13.中断日、14.分納口約束区分、15.納税誓約額・本税、16.納税誓約額・延滞金、17.納税誓約額・過少、18.納税誓約額・不申告、19.納税誓約額・重加、20.分納延滞金区分、21.延滞金減免額、22.納税誓約時点未納額・本税、23.納税誓約時点未納額・延滞金、24.納税誓約時点未納額・過少、25.納税誓約時点未納額・不申告、26.納税誓約時点未納額・重加、27.経歴F登録連番・経歴基準日、28.経歴F登録連番・登録連番、29.更新区分、30.更新日処理区分、31.納付連番、32.納付指定日、33.納付額(予定額)・本税、34.納付額(予定額)・延滞金、35.納付額(予定額)・過少、36.納付額(予定額)・不申告、37.納付額(予定額)・重加、38.納付回数、39.処分番号・連番、40.処分番号・処分事由、41.処分日、42.決議日、43.処分解除事由、44.処分解除日、45.処分額・本税、46.処分額・確定延滞金、47.処分額・過少、48.処分額・不申告、49.処分額・重加、50.事件情報、51.債権差押、52.その他、53.登録連番最新・基準日、54.登録連番最新・連番、55.実績年月、56.開始日、57.猶予区分、58.登録区分、59.申請日、60.終了日、61.通知日、62.取消決議日、63.取消日、64.延滞金減免率、65.対象税額・本税、66.対象税額・税割額、67.対象税額・均等割額、68.対象税額・所得割額、69.対象税額・付加価値割額、70.対象税額・資本割額、71.対象税額・収入割額、72.対象税額・延滞金、73.対象税額・過少、74.対象税額・不申告、75.対象税額・重加、76.調書年度、77.調書番号、78.調定事由、79.登録連番・基準日、80.登録連番・連番、81.発生日、82.執行停止事由、83.消滅日、84.取消事由、85.対象税額・本税、86.対象税額・税割額、87.対象税額・均等割額、88.対象税額・所得割額、89.対象税額・付加価値割額、90.対象税額・資本割額、91.対象税額・収入割額、92.対象税額・延滞金、93.対象税額・過少、94.対象税額・不申告、95.対象税額・重加、96.調書連番、97.登録連番・経歴基準日、98.登録連番・登録連番、99.欠損事由、100.欠損年度、101.欠損決議日(会計計上日)、102.欠損額・本税、103.欠損額・税割額、104.欠損額・均等割額、105.欠損額・所得割額、106.欠損額・付加価値割額、107.欠損額・資本割額、108.欠損額・収入割額、109.欠損額・延滞金、110.欠損額・過少、111.欠損額・不申告、112.欠損額・重加、113.欠損件数・本税、114.欠損件数・延滞金、115.欠損件数・過少、116.欠損件数・不申告、117.欠損件数・重加、118.様式(事務処理規定)、119.欠損額、120.更新日納税者番号、121.復命区分、122.同日連番、123.一般地図情報・一般情報、124.一般地図情報・地図情報、125.一般地図情報・注意情報、126.復命・復命CD・大分類、127.復命・復命CD・小分類、128.復命・復命(内容)、129.復命・復命日、130.復命・時、131.復命・分、132.復命・指示内容、133.本税、134.算定延滞金額期間FRO、135.算定延滞金額期間TO、136.算定延滞金額算定金額、137.減免/免除延滞金額、138.減免/免除後延滞金額、139.延滞金収納額、140.納税者番号、141.納期限、142.未納額、143.延滞金、144.過少、145.不申告、146.重加、147.滞納の有無、148.滞納税目・個人、149.滞納税目・法人、150.滞納税目・不動産、151.滞納税目・自動車、152.滞納税目・その他、153.滞納件数、154.時効年度、155.初度登録年度、156.滞納報告日・FRO、157.滞納報告日・TO、158.情報・滞納処分の有無、159.処理方針、160.特記事項の有無、161.特記事項・分、162.特記事項・有、163.特記事項・承、164.特記事項・連、165.未処理、166.調査日、167.情報区分、168.異動日、169.異動日内連番、170.異動種類、171.調定額・本税、172.調定額・延滞金、173.調定額・過少、174.調定額・不申告、175.調定額・重加、176.収納・本税、177.収納・延滞金、178.収納・過少、179.収納・不申告、180.収納・重加、181.未済額・本税、182.未済額・延滞金、183.未済額・過少、184.未済額・不申告、185.未済額・重加、186.時効起算日、187.時効予定日、188.欠損年月日、189.欠損種別、190.時効中断事由、191.収納日、192.受命日、193.引継受命情報、194.担当対応レベル、195.住所種類、196.実績年度等、197.未納総額、198.本税・未納額、199.延滞金・未納額、200.過少・未納額、201.不申告・未納額、202.滞納対象、203.更新日税目、204.税目課税番号、205.督促催告区分、206.課税事務所、207.課税事務所名称、208.税目名称、209.作成日、210.作成日(漢字)、211.延滞金計算日、212.延滞金計算日(漢字)、213.発付日、214.発付日(漢字)、215.タイトル・徴収猶予、216.タイトル・連帯納税義務、217.筆頭者区分、218.連帯納税者番号、219.氏名、220.住所区分、221.住所、222.調定事由名称、223.過少申告加算金、224.不申告加算金、225.重加算金、226.合計、227.編集後納期限、228.コンビニ取扱期限、229.コンビニ取扱期限(漢字)、230.担当者名、231.小計・タイトル、232.小計・件数、233.小計・滞納額、234.小計・過少申告加算金、235.小計・重加算金、236.小計・延滞金、237.小計・不申告加算金、238.合計・タイトル、239.合計・件数、240.合計・滞納額、241.合計・過少申告加算金、242.合計・重加算金、243.合計・延滞金、244.合計・不申告加算金

【滞納整理支援システム】

上記1～244、4.宛名管理システム及び5.共通管理サブシステムの保有する記録項目に加え、
245.本籍地(個人)、246.家族構成、247.職場情報、248.財産情報(不動産)、249.財産情報(給与)、250.財産情報(年金)、251.財産情報(預金)、252.財産情報(その他財産)

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

4. 宛名管理サブシステム

【宛名管理】

1.納税者番号、2.履歴連番、3.氏名_漢字、4.氏名_カナ、5.第2氏名有無、6.第2氏名_漢字、7.第2氏名_カナ、8.補記区分、9.組織区分、10.前後区分、11.代表者名、12.代表者区分、13.通り名入力、14.通り名、15.番地、16.方書、17.郵便番号、18.個人法人等区分、19.統合元番号、20.性別、21.生年月日、22.電話番号、23.状態区分、24.異動日、25.送付先区分、26.漢字氏名_左詰め、27.カナ氏名_左詰め、28.第2漢字氏名_左詰め、29.第2カナ氏名_左詰め、30.住所_左詰め、31.番地_左詰め、32.更新者事務所、33.更新者、34.登録日、35.更新日、36.更新時間納税者番号、37.氏名(漢字)、38.氏名(カナ)、39.漢字氏名、40.カナ氏名、41.更新時間マスター区分、42.住所、43.送付先区分口座管理区分、44.課税番号、45.口座種別、46.口座番号、47.口座名義人、48.口座振替開始日、49.口座振替終了日、50.口座振替依頼日、51.統合先納税者番号、52.口座情報、53.第2氏名(漢字)、54.第2氏名(カナ)、55.統合元更新者事務所、56.統合元更新者、57.統合元登録日、58.統合元更新日、59.事務所、60.統合事務所名、61.統合者、62.登録時間、63.更新時間、64.処理ID、65.処理日付、66.処理時刻、67.年度、68.職員番号、69.IPアドレス、70.項目名称、71.項目値、72.個人番号、73.真正性確認区分、74.削除区分、75.統合宛名送信日、76.更新者名

5. 共通管理サブシステム

【共通管理】

1.市区町村コード、2.大字コード、3.字コード、4.都道府県コード(新町・字)、5.市区町村コード(新町・字)、6.大字コード(新町・字)、7.字コード(新町・字)、8.郵便番号、9.郵便番号分割、10.県名不要コード、11.都道府県名(カナ)、12.市区町村名(カナ)、13.大字名(カナ)、14.字名(カナ)、15.都道府県名文字数(漢字)、16.市区町村名文字数(カナ)、17.大字名文字数(カナ)、18.字名文字数(カナ)、19.総文字数(カナ)、20.都道府県名(漢字)、21.市区町村名(漢字)、22.大字名(漢字)、23.字名(漢字)、24.都道府県名文字数(漢字)、25.市区町村名文字数(漢字)、26.大字名文字数(漢字)、27.字名文字数(漢字)、28.総文字数(漢字)、29.都道府県名(字種)、30.市区町村名1(字種)、31.市区町村名2(字種)、32.大字名1(字種)、33.大字名2(字種)、34.字名1(字種)、35.字名2(字種)、36.施行年月、37.廃止年月、38.新町・字コード年月、39.呼称変更年月、40.郵便番号変更年月、41.番地変更年月、42.通り名識別、43.大字・字フラグ1、44.大字・字フラグ2、45.通称フラグ、46.修正コード、47.バーコード情報、48.バーコード文字数、49.更新年月日、50.金融機関コード、51.店舗コード、52.金融機関名(漢字)、53.金融機関名(カナ)、54.店舗名(漢字)、55.店舗名(カナ)、56.都道府県コード(店舗所在地)、57.市区町村コード(店舗所在地)、58.大字コード(店舗所在地)、59.字コード(店舗所在地)、60.店舗所在地番地、61.店舗所在地郵便番号、62.店舗電話番号、63.指定・収納代理区分、64.納税通知書作成区分、65.異動年月日、66.異動事由コード、67.新金融機関コード、68.新店舗コード、69.削除費、70.都道府県コード、71.事務所区分、72.担当者コード、73.権限グループID、74.権限グループ名称、75.所属CD、76.所属名称、77.所属略称、78.所属権限情報、79.所属権限ID、80.所属権限名称、81.職員番号、82.職員名、83.職員権限情報、84.職員権限ID、85.職員権限名称、86.所属CD、87.パスワード、88.パスワード開始日、89.パスワード終了日、90.メッセージレベル、91.係情報、92.リターン還移、93.表示、94.システムID、95.サブシステムID、96.操作権限、97.処理ID、98.権限パラメータ、99.初期区分、100.処理権限0、101.処理権限1、102.処理権限2、103.処理権限3、104.処理権限4、105.処理権限5、106.処理権限6、107.処理権限7、108.処理権限8、109.処理権限9、110.コード種別、111.システムコード、112.開始年月日、113.終了年月日、114.コード、115.コード名称、116.コード略語1、117.コード略語2、118.分類コード1、119.分類コード2、120.分類コード3、121.順序、122.処理日付、123.処理時刻、124.税目コード、125.県税コード、126.端末ID、127.処理区分、128.業務エリア、129.住所コード、130.新住所コード、131.新町・字コード年月(旧)、132.呼称変更年月(旧)、133.郵便番号変更年月(旧)、134.番地変更年月(旧)、135.税目、136.区分、137.レコードタイプ、138.データエリア、139.表示順

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

【KRシステム・国税申告検索(KJ)システム】

1.ファイル種別、2.申告区分、3.異動年月日、4.台帳番号、5.税務署コード、6.国税番号、7.県税番号、8.課税番号、9.個人番号、10.枝番号、11.フリガナ、12.氏名、13.データ受信期間、14.現年・過年区分、15.青色区分、16.仮算定、17.社診、18.不動産経費率、19.課税情報：所得年、20.課税情報：年税額、21.課税情報：繰欠額、22.課税情報：非課税区分、23.課税情報：非課税額、24.税務署CD、25.税務署名、26.利用者識別番号、27.納税者氏名、28.納税者郵便番号、29.納税者住所、30.1月1日時点住所、31.納税者屋号、32.納税者電話番号、33.納税者生年月日、34.事業内容、35.職業、36.還付用口座：金融機関名、37.還付用口座：支店名、38.還付用口座：金融機関CD、39.還付用口座：支店CD、40.還付用口座：種別、41.還付用口座：口座番号、42.事業所郵便番号、43.事業所住所、44.事業所屋号、45.事業所電話番号、46.代表者氏名、47.代表者郵便番号、48.代表者住所、49.代表者電話番号、50.代理人等氏名、51.代理人等郵便番号、52.代理人等住所、53.代理人等電話番号、54.収入金額 営業、55.収入金額 農業、56.収入金額 不動産、57.所得金額 営業①、58.所得金額 農業②、59.所得金額 不動産③、60.所得：利子④、61.所得：配当⑤、62.所得：給与⑥、63.所得：雑⑦、64.所得：総合譲渡・一時⑧、65.所得：合計⑨、66.差引所得税額、67.その他：専従者給与控除額、68.青色申告特別控除額、69.繰越損失控除額、70.準確定生計、71.他・住所、72.所得の内訳：種類、73.所得の内訳：種目・生ずる場所・支払者名称など、74.所得の内訳：種目・生ずる場所・支払者名称など、75.所得の内訳：収入金額、76.所得の内訳：源泉徴収額、77.事業専従者に関する事項：氏名、78.事業専従者に関する事項：生年月日、79.事業専従者に関する事項：続柄、80.事業専従者に関する事項：月数等、81.事業専従者に関する事項：給与(控除)額、82.雑所得、配当・譲渡・一時：種類、83.雑所得、配当・譲渡・一時：種目・生ずる場所、84.雑所得、配当・譲渡・一時：収入金額、85.雑所得、配当・譲渡・一時：経費等、86.雑所得、配当・譲渡・一時：経費等、87.雑所得、配当・譲渡・一時：差引金額、88.雑所得、配当・譲渡・一時：差引金額1、89.事業税に関する事項：申告非課税、90.事業税に関する事項：非課税所得など、91.事業税に関する事項：損益通算の特例適用前の不動産所得、92.事業税に関する事項：不動産所得から差引した青控除額、93.事業税に関する事項：譲渡損失など、94.事業税に関する事項：前年中の開廃業区分CD、95.事業税に関する事項：前年中の開廃業、96.事業税に関する事項：前年中の開廃業・月、97.事業税に関する事項：前年中の開廃業・日、98.事業税に関する事項：他府県の事務所等・有無区分CD、99.事業税に関する事項：他府県の事務所等、100.事業所所在、101.自宅TEL、102.事業所TEL、103.期間 自・月、104.期間 自・日、105.期間 至・月、106.期間 至・日、107.収入・売上、108.収入・家事消費、109.収入・その他、110.収入・計、111.原価・期首棚卸、112.原価・仕入 製造原価、113.原価・小計、114.原価・期末棚卸、115.原価・差引原価、116.差引金額、117.経費・給料賃金、118.経費・外注工賃、119.経費・減価償却、120.経費・貸倒金、121.経費・地代家賃、122.経費・利子割引料、123.他経費・租税公課、124.他経費・荷造運賃、125.他経費・水道光熱、126.他経費・旅費交通、127.他経費・通信、128.他経費・広告宣伝、129.他経費・接待交際、130.他経費・損害保険、131.他経費・修繕、132.他経費・消耗品、133.他経費・福利厚生、134.他経費・新聞図書費等1、135.他経費・新聞図書費等額1、136.他経費・雑費、137.他経費・小計、138.経費計、139.専従控除前の所得、140.専従者控除、141.所得金額、142.給料賃金の内訳、143.給料賃金の内訳：その他、144.給料賃金の内訳：計、145.事業専従者の氏名等、146.事業専従者の氏名等：延べ月数、147.売上(収入)金額の明細、148.売上(収入)金額の明細：計、149.仕入金額の明細、150.仕入金額の明細：計、151.減価償却費の計算、152.減価償却費の計算：計、153.本年中ににおける特殊事情、154.収入・販売額、155.収入・雑収入、156.収入・小計、157.収入・棚卸・期首、158.収入・棚卸・期末、159.経費・雇人、160.経費・小作料/賃借、161.経費・利子割引、162.他経費・種苗、163.他経費・畜畜、164.他経費・肥料、165.他経費・飼料、166.他経費・農具、167.他経費・農業/衛生、168.他経費・諸材料、169.他経費・動力光熱、170.他経費・作業用衣料、171.他経費・農業共済掛金、172.他経費・土地改良、173.他経費・車両経費等、174.他経費・車両経費等額、175.他経費・農外棚卸・期首、176.他経費・農外棚卸・期末、177.他経費・育成費用、178.肉用牛の特例適用、179.雇人費の内訳：氏名/年齢/従事日数/給与等合計、180.雇人費の内訳：その他、181.雇人費の内訳：計、182.小作料・賃借料の内訳：住所/氏名/小作・賃借料の別/面積・数量/支払額、183.事業専従者の氏名等：氏名/年齢/続柄/従事月数、184.事業専従者の氏名等：延べ従事月数、185.収入金額の明細：農産物品名/面積等/販売額/家事・事業消費額、186.収入金額の明細：(小計)面積等/販売額/家事・事業消費額、187.収入金額の明細：特殊施設・品名/面積等/販売額/家事・事業消費額、188.収入金額の明細：特殊施設・品名/面積等/販売額/家事・事業消費額 計、189.収入金額の明細：畜産物/他/面積等/販売額/家事・事業消費額 合計、190.収入金額の明細：畜産物・他/面積等/販売額/家事・事業消費額 合計、191.減価償却費の計算：減価償却資産の名称等/面積又は数量/取得年月/取得価額、192.果樹・牛馬等の育成費用の計算、193.収入・賃貸料、194.収入・他・礼/敷/更新、195.収入・他・名義書換、196.収入・他・小計、197.経費・借入金利子、198.他経費・終戦、199.他経費・管理手数料等額、200.土地取得の負債利子、201.不動産所得の収入の内訳：貸家・貸地区分/用途/不動産所在/賃借人住所/賃借人氏名/契約期間/貸付面積、202.不動産所得の収入の内訳：月額～まで/月額～から/年額/礼金/権利金/更新料/名義書換・他/保証・敷金(期末残)、203.不動産所得の収入の内訳：その他、204.不動産所得の収入の内訳：計、205.給料賃金の内訳：氏名/年齢/月数/金額、206.給料賃金の内訳：計 延べ従事月数、207.事業専従者の氏名等、208.減価償却費の計算：減価償却資産の名称等/面積又は数量/取得年月/取得価額、209.減価償却費の計算：その他、210.修繕費の内訳、211.貸付不動産の保有状況：住宅用 建物 一戸建/棟、212.貸付不動産の保有状況：住宅用 建物 一戸建以外/室、213.貸付不動産の保有状況：住宅用 土地 契約件数/件、214.貸付不動産の保有状況：住宅用 土地 総面積/m²、215.貸付不動産の保有状況：住宅用以外・事務所・店舗 建物 一戸建/棟、216.貸付不動産の保有状況：住宅用以外・事務所・店舗 建物 一戸建以外/室、217.貸付不動産の保有状況：住宅用以外・事務所・店舗 土地 契約件数/件、218.貸付不動産の保有状況：住宅用以外・事務所・店舗 土地 総面積/m²、219.貸付不動産の保有状況：駐車場 屋根付/台、220.貸付不動産の保有状況：駐車場 青空、221.地代家賃の内訳、222.医療内容(小児、歯科等)、223.収入金額の内訳：社会保険診療報酬 診療件数、224.収入金額の内訳：社会保険診療報酬 診療日数、225.収入金額の内訳：社会保険診療報酬 決定点数、226.収入金額の内訳：社会保険診療報酬 当座口払込、227.収入金額の内訳：社会保険診療報酬 小計 診療件数、228.収入金額の内訳：社会保険診療報酬 小計 診療日数、229.収入金額の内訳：社会保険診療報酬 小計 決定点数、230.収入金額の内訳：社会保険診療報酬 小計 当座口払込、231.収入金額の内訳：社会保険診療報酬 合計 診療件数、232.収入金額の内訳：社会保険診療報酬 合計 診療日数(A)、233.収入金額の内訳：社会保険診療報酬 合計 決定点数(C)、234.収入金額の内訳：社会保険診療報酬 合計 当座口払込、235.収入金額の内訳：社会保険診療報酬 合計 (D)、236.収入金額の内訳：自由診療の収入等 診療件数、237.収入金額の内訳：自由診療の収入等 診療日数、238.収入金額の内訳：自由診療の収入等 収入金額、239.収入金額の内訳：自由診療の収入等 計 診療件数、240.収入金額の内訳：自由診療の収入等 計 診療日数(B)、241.収入金額の内訳：自由診療の収入等 計 収入金額(E)、242.収入金額の内訳：雑収入、243.自由診療割合の計算：診療実日数による割合 自由診療実日数(B)、244.自由診療割合の計算：診療実日数による割合 総診療実日数(A)+(B)、245.自由診療割合の計算：診療実日数による割合 (自由診療実日数(B)/総診療実日数(A)+(B)) × 100、246.自由診療割合の計算：収入による割合 自由診療収入(E)、247.自由診療割合の計算：収入による割合 総診療実収入(C)+(D)+(E)、248.自由診療割合の計算：収入による割合 調整率(%), 249.自由診療割合の計算：収入による割合 (自由診療収入(E)/総診療実収入(C)+(D)+(E)) × 100 × 調整率(%), 250.必要経費の内訳：自由診療分 原価・経費の総額(収支内訳の⑨+⑩-⑳)、

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

【KRシステム・国税申告検索(KJ)システム(続き)】

251.必要経費の内訳:自由診療分 (a) 自由分と社会保険分を明確に区分できる経費総額、252.必要経費の内訳:自由診療分 自由診療割合(⑦又は⑧)、253.必要経費の内訳:自由診療分 (a)のうち自由診療分の経費、254.必要経費の内訳:自由診療分 A 自由分の内訳・経費の合計額、255.必要経費の内訳:保険診療分 原価・経費の総額(収支内訳の⑨+⑩-⑳)、256.必要経費の内訳:保険診療分 自由分の内訳・経費の合計額(Aの金額)、257.必要経費の内訳:保険診療分 社会分の内訳・経費の合計額 B 社会分の内訳・経費の内訳:租税特別措置法による社会保険診療分の経費の額 社会保険診療報酬((C)+(D))、259.必要経費の内訳:租税特別措置法による社会保険診療分の経費の額 速算表の(b)率、260.必要経費の内訳:租税特別措置法による社会保険診療分の経費の額 速算表の(c)加算額、261.必要経費の内訳:租税特別措置法による社会保険診療分の経費の額 C 租税特別措置法第26条による必要経費、262.必要経費の内訳:社会保険診療分の経費と租税特別措置法による金額との差額 租税特別措置法第26条による必要経費(Cの金額)、263.必要経費の内訳:社会保険診療分の経費と租税特別措置法による金額との差額 社会分の内訳・経費の合計額(Bの金額)、264.必要経費の内訳:社会保険診療分の経費と租税特別措置法による金額との差額 D 差額、265.売上(収入)金額、266.原価・仕入/製造原価、267.経費・租税公課、268.経費・荷造運賃、269.経費・水道光熱、270.経費・旅費交通、271.経費・通信、272.経費・広告宣伝、273.経費・接待交際、274.経費・損害保険、275.経費・修繕、276.経費・消耗品、277.経費・福利厚生、278.経費・貸倒金支払手数料等、279.経費・貸倒金 支払手数料等額、280.経費・雑費、281.経費・計、282.繰戻・貸倒引当、283.繰戻・貸倒引当 その他繰戻額等、284.繰戻・貸倒引当 その他繰戻額、285.繰戻・貸倒引当 その他繰戻額等、286.繰戻・貸倒引当 その他繰戻額、287.繰戻・計、288.繰入・専従者給与、289.繰入・貸倒引当、290.繰入・貸倒引当 その他繰入額等、291.繰入・貸倒引当 その他繰入額、292.繰入・貸倒引当 その他繰入額等、293.繰入・貸倒引当 その他繰入額、294.繰入・計、295.青控除前の所得、296.青色特別控除、297.特措法差額、298.月別売上(収入)金額及び仕入金額:売上(収入)金額、299.月別売上(収入)金額及び仕入金額:家事消費等(売上・収入)、300.月別売上(収入)金額及び仕入金額:雑収入、301.月別売上(収入)金額及び仕入金額:売上・収入金額計、302.月別売上(収入)金額及び仕入金額:仕入金額計、303.貸倒引当金繰入額の計算:個別評価による本年繰入額、304.貸倒引当金繰入額の計算:一括評価の対象となる貸金合計額、305.貸倒引当金繰入額の計算:本年繰入限度額、306.貸倒引当金繰入額の計算:本年繰入額、307.貸倒引当金繰入額の計算:本年 貸倒引当金繰入額、308.給料賃金の内訳、309.給料賃金の内訳:延べ従事月数、310.給料賃金の内訳:給料合計、311.専従者給与の内訳、312.専従者給与の内訳:計、313.青色申告特別控除額の計算:本年_不動産所得金額、314.青色申告特別控除額の計算:青色控除前の所得金額、315.青色申告特別控除額の計算:65万円と⑥のいずれか少ない額、316.青色申告特別控除額の計算:青色特別控除、317.青色申告特別控除額の計算:10万円と⑥のいずれか少ない額、318.A青色申告特別控除額の計算:青色特別控除、319.減価償却費の計算1、320.収入・礼/権利/更新、321.経費・給料賃金 水道光熱費等、322.経費・給料賃金 水道光熱費等額、323.経費・その他、324.経費・差引金額、325.経費・専従者給与、326.青控除前の所得金額、327.不動産所得の収入の内訳:貸家・貸地区分/用途/不動産所在/賃借人_住所/賃借人_氏名/契約期間/貸付面積、328.不動産所得の収入の内訳:月額～まで/月額～から/年額/礼金/権利金/更新料/名義書換/他/保証・敷金(期末残)、329.減価償却資産の計算(減価償却資産の名称/面積又は数量/取得年月/取得価額)1、330.減価償却資産の計算:その他、331.減価償却資産の計算:計、332.借入金利子の内訳、333.本年中における特殊事情・保証金等の運用状況、334.経費・減価償却 水道光熱費等、335.給与等・専従者給与 その他、336.経費・仕入、337.経費・減価償却 水道光熱費等額、338.経費・その他経費、339.給与等・専従者給与額、340.給与等・専従者給与その他額、341.給与等・計、342.青特別控除前の所得、343.青色特別控除額、344.青色申告特別控除額の計算:本年_不動産所得の金額、345.青色申告特別控除額の計算:10万円と(20)のいずれか少ない額、346.青色申告特別控除額の計算:青色申告特別控除額、347.収入・販売金額、348.収入・家事/事業消費、349.収入・棚卸/期首、350.収入・棚卸/期末、351.経費・種苗、352.経費・素畜、353.経費・肥料、354.経費・飼料、355.経費・農具、356.経費・農薬/衛生、357.経費・諸材料、358.経費・動力光熱、359.経費・作業用衣料、360.経費・農業共済掛金、361.経費・雇人費、362.経費・地代/賃借料、363.経費・土地改良費、364.経費・土地改良費 車両経費等、365.経費・土地改良費 車両経費等額、366.経費・小計、367.経費・棚卸/期首、368.経費・棚卸/期末、369.経費から差引く育成費用、370.繰戻・貸倒引当金、371.繰戻・貸倒引当金 その他繰戻額等、372.繰戻・貸倒引当金 その他繰戻額、373.繰入・貸倒引当金、374.繰入・貸倒引当金 その他繰入額等、375.繰入・貸倒引当金 その他繰入額、376.肉用牛の特定適用、377.収入金額の内訳:田畑、378.収入金額の内訳:果樹、379.収入金額の内訳:特殊施設、380.収入金額の内訳:その他、381.収入金額の内訳:農産物計、382.収入金額の内訳:畜産 他、383.収入金額の内訳:合計、384.収入金額の内訳:雑収入、385.収入金額の内訳:雑収入 その他、386.収入金額の内訳:雑収入 計、387.雇人費の内訳1、388.雇人費の内訳:その他、389.雇人費の内訳:計、390.専従者給与の内訳、391.専従者給与の内訳:その他、392.専従者給与の内訳:計、393.減価償却費の計算、394.減価償却費の計算:その他、395.減価償却費の計算:計、396.地代・家賃等の内訳、397.地代・家賃等の内訳、398.利子割引料の内訳、399.貸倒引当金繰入額の計算:個別評価_本年分繰入額、400.貸倒引当金繰入額の計算:一括評価_貸倒繰入の対象となる貸金合計、401.貸倒引当金繰入額の計算:一括評価_本年繰入限度額、402.貸倒引当金繰入額の計算:一括評価_本年分繰入額、403.貸倒引当金繰入額の計算:本年分_貸倒引当金繰入額、404.青色申告特別控除額の計算:本年分の不動産所得の金額、405.青色申告特別控除額の計算:青色控除前の所得金額、406.青色申告特別控除額の計算:65万円と(へ)のいずれか少ない額、407.青色申告特別控除額の計算:青色申告特別控除額、408.青色申告特別控除額の計算:10万円と(へ)のいずれか少ない額、409.本年中における特殊事情、410.所得種類、411.種目、412.所得の生ずる場所・支払者の住所氏名など:住所、413.所得の生ずる場所・支払者の住所氏名など:事業者名、414.所得の生ずる場所・支払者の住所氏名など:電話番号、415.数量、416.収入金額、417.源泉徴収税、418.支払年月、419.所得種類

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
税務システムデータベースファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<p><沖縄県における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人が提出する書面等は地方税法等に基づく手続に必要な事項を記入する様式となっており、地方税の賦課徴収に必要な情報しか入手することができない。 ・本人が地方税法等に基づいて提出される書面を直接提出する際は、本人確認を実施することで、本人以外の情報を誤って記載することがないようチェックを行う。 ・他の機関からの入手については、地方税の適正な課税を行うため、地方税法等の規定に基づき必要な情報の提供を受けることができる旨規定されており、法令で定める場合以外での提供は行われぬ。 ・国税連携システム(eLTAX)は、接続されている機関が限定されており、また、提供される情報も個人事業税の賦課業務に必要な情報のみが入手できるようシステム制御されており、対象者以外の情報を入手することができない。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<p><沖縄県における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・納税義務者等が書面等を提出する場合は、地方税法等の規定された様式を示すとともに本人が必要な情報以外を誤って記載することがないよう記載要領を充実し、必要最小限の情報の取得となるようにする。 ・他の機関からは地方税法等に基づいた県税の賦課徴収に必要な情報しか提供されない。 ・国税連携システム(eLTAX)では、法令等により定められた様式を用いることで、必要な情報以外を入手することを防止している。 <p><統合宛名システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・統合宛名システムは番号制度利用対象システム、事務のみ利用し、対象外のシステム、事務からは接続しない。 ・統合宛名システムは主に業務システムから統合宛名管理上で必要な項目を保有し、業務データは保有しない。また画面上からの入力において、その入力項目も制限している。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><沖縄県における措置></p> <p>納税義務者等が提出する書面等は、地方税法等の規定に基づく様式となっており、手続に必要な事項が記載される。様式等は広く公表されており、納税義務者等は、個人番号等を記載することを認識することが可能である。</p> <p>また、職員等に対し個人番号の記載は、認められた様式のみとする旨の規定を周知することにより、不適切な方法での入手を防止する。</p> <p><統合宛名システムにおける措置></p> <p>特定個人情報を入手する際、以下の対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・統合宛名システムを利用する場合、接続可能な業務システムのみから利用できるようアクセス制限を実施する。 ・システムを利用する必要がある職員を特定し、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施している。また、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで不適切な方法で入手が行えない対策を実施している。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	<p><沖縄県における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・(本人から個人番号の提供を求める場合)個人番号カードの提示、もしくは通知カードと運転免許証又は旅券等による確認のほか、税務システムに保有する特定個人情報ファイルにより、本人確認を行う。 ・(代理人から個人番号の提供を求める場合)代理人の個人番号カード、通知カードと運転免許証又は旅券等による確認のほか、任意代理人の場合には併せて委任状の確認を行い、本人の個人番号カードの提示、もしくは通知カードと運転免許証又は旅券等による確認のほか、税務システムに保有する特定個人情報ファイルにより、本人確認を行う。 ・国税連携システム(eLTAX)から入手する情報は、国税庁から入手した情報であるため、国税庁において番号法第16条の規定に基づき本人確認を行った上で情報を入手していることから本県において当該入手元から入手する際は、番号法第16条が適用されない。
個人番号の真正性確認の措置の内容	<p><沖縄県における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・(本人から個人番号の提供を求める場合)個人番号カードの提示、もしくは通知カードと運転免許証又は旅券等による確認のほか、税務システムに保有する特定個人情報ファイルにより、番号の真正性確認を行う。また、必要に応じて住民基本台帳ネットワークシステムを利用して、番号の真正性確認を行う。 ・(代理人から個人番号の提供を求める場合)代理人の個人番号カード、通知カードと運転免許証又は旅券等による確認のほか、任意代理人の場合には併せて委任状の確認を行い、本人の個人番号カードの提示、もしくは通知カードと運転免許証又は旅券等による確認のほか、税務システムに保有する特定個人情報ファイルにより、番号の真正性確認を行う。また、必要に応じて住民基本台帳ネットワークシステムを利用して、番号の真正性確認を行う。 ・国税連携システム(eLTAX)から入手する情報は、国税庁から入手した情報であるため、国税庁において番号法第16条の規定に基づき本人確認を行った上で情報を入手していることから本県において当該入手元から入手する際は、番号法第16条が適用されない。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<p><沖縄県における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・税務システムでは、申告書や申請書等を入力することで課税、収納、滞納等を一元的に管理しているところである。課税等の情報に誤りがあれば是正などの措置を行い、正確性を確保している。また、住民基本台帳ネットワークシステムを利用して住所情報等の正確性をチェックする。 ・国税連携システム(eLTAX)から入手する情報については、その正確性の確保については、特定個人情報の入手元である国税庁に委ねられる。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><沖縄県における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・書面の場合は、本人から直接書面を受け取ることを原則としている。 ・郵送の場合は、記載要領等を十分に確認した上で、送付先に誤りがないよう沖縄県ホームページにて案内をする。 ・職員等に対し個人番号の記載は、記載が認められた様式のみとする旨の規定を周知し、当該様式の管理を徹底することで漏えい、紛失のリスクを排除する。 ・国税庁から地方税ポータルセンタ(eLTAX)までは、専用回線を利用するとともに、暗号化通信を行っている。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)から国税連携システム(eLTAX)までは、閉鎖網であるLGWANを利用するとともに、暗号化通信を行っている。 <p><統合宛名システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報を取り扱うネットワークやシステムに対して、アクセス制御や暗号化の措置を講じている。 ・ウイルス対策ソフトウェアを導入し、常に最新のパターンファイルを適用することで、セキュリティ上の有効性を確認している。 ・OSや導入するソフトウェアに対するセキュリティパッチはその有効性や必要性等を検証した上で適用し、その動作の安定性も確認している。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	<p><税務システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・税務システム内の宛名管理サブシステムは、税務システム内の各サブシステムの宛名情報を一括管理しているが、個人番号を使用しない税目のサブシステムについては、個人番号にアクセスできないようシステム制御している。 <p><統合宛名システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・統合宛名システムは、番号法別表及び関係主務省令に定められた部署以外からの特定個人情報へのアクセスが行えないような仕組みであり、また統合宛名システムに保持しているのは個人番号、氏名や生年月日等の基本的な情報のみであることから、当該事務に必要な情報との紐付けは物理的に不可能である。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	<p><税務システム、滞納整理支援システム、KRシステム及び国税申告検索(KJ)システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・システムには、事務に関係のない情報を保有しない。 ・税務システムは、統合宛名システムと接続するが、特定個人情報の連携については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に規定された地方税関係情報又は障害者関係情報又は生活保護関係情報を照会する場合にのみ行うようプログラムにて制御する。 ・統合宛名システムと個人番号及び宛名情報以外の情報連携を行えないよう税務システム側でプログラムにて制御する。なお、税務システム以外のシステムは、統合宛名システムとは接続しない。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[行っている]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<p>税務システム、滞納整理支援システム、KRシステム及び国税申告検索システム(KJシステム)のユーザ認証の管理は、次のとおり管理を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システムに接続できる端末の認証管理(端末の変更があった場合は、その都度変更している。) ・職員ごとのユーザID及びパスワードでの認証管理
アクセス権限の発効・失効の管理	<p>[行っている]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<p><税務システム、滞納整理支援システム及び国税申告検索(KJ)システムにおける措置></p> <p>システムのアクセス権限の発行・失効の管理は、次のとおり行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユーザIDは、職員ごとに割当てを行い、アクセス権限は、その職員が携わる業務の内容により付与している。 ・ユーザID及びアクセス権限は、各県税事務所等からの申請により発行・失効・アクセス権限の変更を行っている。 ・ユーザID及びアクセス権限、パスワードは、それぞれ有効期限を設定して管理を行っている。 <p><KRシステム></p> <p>当該システムを使用できる職員は電算管理者と電算担当職員に限っており、当該システムのID・パスワードは管理者・担当者の変更ごとに発行・失効を行っている。</p> <p><統合宛名システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・システムを利用する必要がある職員を特定し、ユーザIDによる識別とパスワードによるログイン認証を実施する。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止し、個人ごとにユーザIDを付与している。 ・ログイン認証後は利用者の事務権限による認証により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで不正利用が行えない対策を実施している。

アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<p><税務システム、滞納整理支援システム及び国税申告検索(KJ)システムにおける措置> システムのアクセス権限の管理は、次のとおり行っている。 ・業務ごとのアクセス権限の管理(照会及び更新不可・照会のみ可・照会及び更新可などを設定している)を行っている。 ・パスワードの有効期限を設定しており、有効期限後は、パスワードを変更しなければシステムを利用できない。 ・ユーザIDの有効期限を管理しており、有効期限後は、システムを利用できない。 ・ユーザID及びアクセス権限は、毎年1回以上棚卸しを行い、不要なIDやアクセス権限が残らないよう措置を講じている。</p> <p><KRシステム> ・当該システムは管理電算用の特定の端末(1台)でのみ稼働しており、電算管理者については業務権限及びID・パスワード発行等の管理者権限を付与し、電算担当者については業務権限のみを付与する。 ・人事異動等により管理者及び担当者が変更となるごとにこれらを更新し管理している。</p> <p><統合宛名システムにおける措置> ID/パスワードの発行管理 ・アクセス権限と事務の対応表を作成する。 ・事務に対応したアクセス権限を確認し、事務に必要なアクセス権限のみを申請しなければならないものとしている。 ・ユーザID及びアクセス権限は、毎年1回以上棚卸しを行い、不要なIDやアクセス権限が残らないよう措置を講じている。</p>	
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<p><税務システム、滞納整理支援システム及び国税申告検索(KJ)システムによる措置> 各システムへのログインの記録を保持している。 また、個人番号を保有するファイルへアクセスした記録を保持している。 記録により操作者や端末、操作内容を特定することができる。記録は、7年間保持し、定期的に税務課長等による検査・分析を行い、不正なアクセスがないことを確認する。</p> <p><KRシステム> KRシステムへのログイン及びデータ更新・出力の記録を保持している。 当該記録により操作者、更新内容を特定ことができ、これらの記録を7年間保管する。</p> <p><統合宛名システムにおける措置> ・システムを操作した履歴を磁気ディスクに記録し、必要に応じて操作履歴を解析する。 ・バックアップされた操作履歴は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令30条(情報提供等の記録の保存期間)に定められた7年間保管する。</p>	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	<p><沖縄県による措置> ・特定個人情報の提供は、法令等の規定がある場合をのぞき認められていない旨を職員等に周知している。また、地方税法第22条において地方税に関する調査若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の規定に基づいて行う情報の提供のための調査に関する事務又は地方税の徴収に関する事務に従事している者又は従事していた者はこれらの事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は窃用した場合には、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する旨の規定されていることを周知している。</p> <p><税務システム、滞納整理支援システム及び国税申告検索(KJ)システムによる措置> ・特定個人情報ファイルへのアクセスを記録しており、アクセス記録を定期的に税務課長等による検査・分析し、不正なアクセスを発見できる旨を職員等に周知している。 ・職員は職責に応じてアクセスできる情報を制限しているため、業務に不必要な情報を入手することができない。</p> <p><KRシステム> ・当該システムは、管理電算用の端末(1台)でのみ稼働し、そのログインID及びパスワードは当該年度の電算管理者及び担当職員にのみ付与しているため、システム利用者が制限され、業務に不必要な情報を入手することができない。</p> <p><統合宛名システムにおける措置> ・システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。</p>	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><税務システム、滞納整理支援システム、KRシステム及び国税申告検索(KJ)システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報ファイルについては、職員の端末にダウンロードすることができない仕組みとなっている。 ・特定個人情報ファイルの複製は、実行権限を与えられた者以外は実施できない仕組みとなっており、複製処理がアクセス記録として保管される。また、特定個人情報ファイルを複製する場合は、税務課長の承認を受けなければならない。税務課長による承認とアクセス記録の分析・点検により不正に複製されるリスクを排除している。 ・バックアップデータは、セキュリティが確保されたデータセンター内で厳重に保管されている。 <p><統合宛名システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・統合宛名システム上のデータはシステム上、管理権限を与えられた者以外は情報の複製はできない仕組みとなっている。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p><沖縄県における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員等が使用する端末は、10分程度操作が無い場合にスクリーンセーバーが起動し、画面表示できないよう設定している。 ・スクリーンセーバーの解除には、ID及びパスワードの入力しなければならない。 	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	<沖縄県における措置> 委託先を選定する際は、ISMS認証等の取得を要件としている。 委託先の個人情報の取り扱い状況をチェックリストにより確認している。	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している]	<選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	<沖縄県における措置> 委託契約書に以下の規定を設ける。 ・アクセス権限を付与する従業員数を必要最小限に限定すること。 ・従業員に付与するアクセス権限を必要最小限に限定すること。 ・アクセス権限を持つ者の名簿及びアクセス記録を提出すること。	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<沖縄県における措置> ・委託先での作業については、特定個人情報ファイルの使用履歴を記録・保存すること、沖縄県の求めに応じて記録を提出すること、記録等は7年間保管することなどを契約書に明記し、義務付けている。 ・個人情報の取り扱い状況を随時調査することができる旨契約書の特記事項として明記している。 ・アクセスログによる記録を残している。	
特定個人情報の提供ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<沖縄県における措置> ・再委託は禁止の規定を契約書に明記している。ただし、事前に承認を得たときは、この限りでない。再委託の必要性や再委託先のセキュリティ管理体制等を考慮し、問題がない場合にのみ承認することとしている。 ・委託先に対して処理状況の報告を求めることができる旨の規定を明記している。	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<沖縄県における措置> 特定個人情報について、委託先との間で提供または受領する際は、電子情報の暗号化、ファイルへのパスワードの設定等の安全措置等を講じ、日付、枚数等を記録した伝票を併せて受け渡し、双方の担当者で確認を行う。	
特定個人情報の消去ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<沖縄県における措置> ・委託契約条項において委託業務終了後は、速やかに特定個人情報ファイルの消去を行うこと及び特定個人情報ファイルの消去を行った旨の書類の提出することとしている。	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<沖縄県における措置> 契約において個人情報取扱特記事項を次のとおり定めている。 ・個人情報の適正な取扱い ・個人情報の収集の制限 ・目的外利用の制限、第三者への提供の禁止 ・複写又は複製の禁止 ・個人情報の漏えい、毀損及び滅失の防止措置の義務 ・契約終了後の資料等の返還 ・事故発生時における報告 ・県による取扱い状況の随時の立入調査の実施	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	原則再委託は禁止しており、再委託する場合は、事前に沖縄県に承認を得なければならず、承認の条件として、再委託先に委託先と同様の個人情報保護義務を課すこととしている。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号、番号法施行令第22条及び30条の規定に則り、特定個人情報の提供を受ける者の名称、特定個人情報の提供の日時及び提供する特定個人情報の項目その他主務省令で定める事項を記録し、7年間保管する。 国税連携システム(eLTAX)を利用して国税庁及び他都道府県へ提供する特定個人情報については、データ登録を行った職員や送信日時、送信状況等の当該提供記録をシステム上で記録をしている。 	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> 特定個人情報の提供先は、番号法等で認められたもののみとし、提供する際は、特定個人情報の提供を受ける者の名称、特定個人情報の提供の日時及び提供する特定個人情報の項目その他主務省令で定める事項を記録し、7年間保管する。また、提供を受ける者に対し、特定個人情報を提供する者の名称、特定個人情報の提供の日時及び特定個人情報の項目を記録し、その記録を7年間保管することを求めた上で行う。 国税連携システム(eLTAX)を利用した特定個人情報の提供について、提供するデータの作成やシステムへの情報の格納、地方税ポータルセンタ(eLTAX)への送信方法が操作手引書等に記載されており、それに基づき提供処理を行っている。 国税連携システム(eLTAX)では、特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行っている。 庁内において特定個人情報の提供を行う場合は、条例の定めるところにおいて実施し、政令で定める安全な措置が確保されていることを確認の上で行うこととする。 	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 特定個人情報の提供は、番号法で認められたもののみとし、政令で定める安全な措置が確保されていることを確認した上で実施することで、不適切な方法で提供が行われるリスクを排除する。 国税連携システム(eLTAX)において特定個人情報の提供処理を行う場合、システムでは決められた機能以外での提供は行うことができず、提供先として国税庁及び都道府県以外を設定することはできない仕様になっている。 また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)と都道府県間は閉域網であるLGWAN、地方税ポータルセンタ(eLTAX)と国税庁間は専用回線を用いており、データも暗号化をしているため情報漏えいや紛失のリスクを排除している。 国税連携システム(eLTAX)では、特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行っている。 庁内においての特定個人情報の提供は、条例に定められているもののみとし、政令で定める安全な措置が確保されていることを確認した上で実施することで、不適切な方法で提供が行われるリスクを排除する。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 特定個人情報を提供の場合は、所属長の承認を受けなければならない、誤った情報、誤った相手に提供するリスクを排除している。 国税連携システム(eLTAX)で提供する電子データについては、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行うこととする。 本県と国税庁との間の情報連携については、提供先として国税庁及び市区町村以外を設定することはできない仕様になっている。本県から地方税ポータルセンタ(eLTAX)までは閉域網であるLGWANが利用され、暗号化通信がされている。地方税ポータルセンタ(eLTAX)から国税庁までは、専用回線が利用され、暗号化通信がされており、決められた情報のみを提供するように系統的に担保している。 なお、他都道府県との間の情報連携については、地方税ポータルセンタ(eLTAX)から他都道府県までは、閉域網であるLGWANが利用されているほかは、同様である。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

--

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[O] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><税務システムにおける措置> 情報提供ネットワークシステムからの情報の入手については、番号法等の規定に基づき認められた範囲内においてのみ可能とする。税務システムにおいて情報提供ネットワークシステムにアクセスする権限を制限する仕組みを構築する。</p> <p><統合宛名システムにおける措置> 統合宛名システムは、操作者の権限により、事務において許可されている情報提供及び照会処理のみに制限して運用し、目的外利用を防止する。</p> <p><統合宛名システムの運用における措置> ・番号法の規定に基づき、各業務と団体内統合宛名番号の紐付けを行い、認められる範囲内において特定個人情報の提供と照会を行う。また、沖縄県個人情報保護条例に従い、業務以外に利用することを禁止する。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の範囲許可用照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><税務システムにおける措置> 県税事務においては、情報提供ネットワークシステムから情報を取得する手段を税務システム及び専用端末からのみに制限しており、税務システム及び専用端末を介して情報提供ネットワークシステムへアクセスする場合も権限を付与された者のみとしている。</p> <p><統合宛名システムにおける措置> ①統合宛名システムは情報の入手元を、番号制度を利用する業務システムの利用者認証、事務権限を確認し、対象外のシステム、事務からは情報の入手ができないようにアクセス制限している。 ②統合宛名システムと番号制度を利用する業務システム、および、中間サーバーの連携において通信の暗号化を実施している。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p><中間サーバーの運用における措置> ・情報提供ネットワークシステムを利用する場合は、どの特定個人情報をどの職員がいつどういう目的で入手したのかすべて記録される。(提供記録は7年分保管する。)</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>②情報連携においてのみ情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>	

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p><税務システム、滞納整理支援システム、KRシステム及び国税申告検索(KJ)システム措置> ・システムのサーバー機器等及びバックアップデータは、ICカード等による入退室管理等セキュリティが確保されたデータセンター内で管理されている。 ・システムのサーバー機器等が格納されているラックは、施錠管理されており、耐震措置を講じている。 ・システムのサーバー機器等に係る電源については、2系統による電源確保し、非常時においても非常用電源を用いて、安全にシャットダウンできるよう管理している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。</p>
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p><税務システム、滞納整理支援システム、KRシステム及び国税申告検索(KJ)システムにおける措置> ・サーバー機器等への外部からのアクセスについては、インターネットに接続できる環境から独立しており、また、ファイアーウォールを設置し、外部から接続できない仕組みを構築している。 ・サーバー機器等は、ウイルス対策ソフトを導入しており、不正プログラムへの対策を講じている。また、定期的にウイルスチェックを実施し、新規のパターンファイルの提供があった場合は、検証等を実施した上で更新を行っている。 ・システムを利用する端末は、インターネットに接続できる環境から独立しており、また、ウイルス対策ソフトを導入するなど不正プログラムへの対策を講じている。また、日々ウイルスチェックを実施し、新規のパターンファイルの提供があった場合は、検証等を実施した上で更新を行っている。 ・サーバー機器等は、常時監視を行い、不正アクセスの有無を検知することとしている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス権限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ④中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 ⑤中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ⑥中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ⑦中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。</p>
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	<沖縄県における措置> 死者の特定個人情報は、生存する個人の特定個人情報を分けて管理せず、「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」において示す、生存する個人の個人番号と同様の管理を行い、適切に取扱うこととする。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	<沖縄県における措置> ・バックアップファイルは、保管期間が定められており、保管期間後は削除しており、古い情報を保管し続けない。 ・自動車の課税情報については、運輸支局等の自動車検査登録情報を地方公共団体情報システム機構から取得し、最新の情報を保持する。納税義務者の氏名や住所が変更となった場合は、申請等により納税義務者本人から変更情報を取得している。また、住民基本台帳ネットワークの情報を取得し、最新の情報を保持する。 ・その他調査結果等により訂正等が必要となる場合は、その都度訂正等を行う。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	<沖縄県における措置> 特定個人情報は、削除・廃棄対象の確認、保管期間の経過の確認を行い、削除・廃棄を行う。削除・廃棄方法については、紙媒体の場合は、裁断又は溶解処理を行い、電子データの場合は、ソフトウェアによる完全消去を行うこととしている。削除・廃棄を委託する場合は、ISMS認証等を取得している事業者を選択し、個人情報保護措置を講じることとしている。また、削除・廃棄後においては、廃棄の確認(削除・廃棄を委託した場合は、証明書等による確認)を行い、廃棄記録簿等により記録を保存することとしている。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査		
①自己点検	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的なチェック方法	<沖縄県における措置> ・沖縄県税務事務取扱要領に基づき県税事務所等及び自動車税事務所の長が行う県税に関する事務について、毎年1回以上その執行状況を調査することとしており、本評価書記載どおりの運用がなされているか年に1回以上の点検を実施する。 また、知事部局が保有する特定個人情報等の管理要綱に基づき、特定個人情報等の安全管理措置の見直しを行い、継続的な改善に努めることとしている。	
	<国税連携システムにおける措置> ・国税連携受信システムにあつては、「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準(平成25年総務省告示第206号)」の達成状況について、自己評価を実施している。	
	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。	
②監査	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な内容	<沖縄県における措置> ・知事部局が保有する特定個人情報等の管理要綱に基づき、企画部総合情報政策課長が特定個人情報等の管理の状況について、定期に又は随時に監査を行い、企画部長に報告することとなっている。	
	<国税連携システムにおける措置> ・国税連携システム(eLTAX)については、情報セキュリティ監査(外部監査)を実施している。 なお、地方税共同機構が運営する地方税ポータルセンタ(eLTAX)については、地方税共同機構において、毎年度、情報セキュリティ監査(外部監査)を実施している。	
	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 ②政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者は、定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	
2. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<沖縄県における措置> ・特定個人情報の適正な取扱いを維持・推進するため、職員に対し特定個人情報の取扱いに関する規定等について啓発を行うこととしている。 ・職員を対象とする特定個人情報の取扱い等に関する教育・訓練計画を策定し、実施することとしている。 ・新たに県税事務に携わることとなった職員を対象に個人情報保護に関する研修を実施している。(セキュリティ教育・研修においては、番号法や個人情報保護に関する法令等の解説、個人情報保護対策手順や特定個人情報の取扱い方法の説明、セキュリティ事件事例の照会などを実施。) ・税務システムに係る運用管理業務を受託している事業者に対しては、年2回以上のセキュリティ教育の実施を義務付けており、情報セキュリティ遵守に万全を期している。 ・違反行為を行った者については、懲戒処分の対象となるとともに、番号法第67条から第76条の規定等により処罰される。	
	<国税連携システムにおける措置> ・国税連携システム(eLTAX)の担当者を、地方税共同機構が毎年実施しているセキュリティ研修会に参加させている。	
	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。	

3. その他のリスク対策

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和7年8月15日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	沖縄県県民意見公募手続実施要領に基づく意見公募
②実施日・期間	令和7年9月19日(金)から同年10月20日(月)まで
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	
⑤評価書への反映	—
3. 第三者点検	
①実施日	令和7年 月 日
②方法	沖縄県個人情報保護審査会への諮問(第三者点検を実施)
③結果	<p>【審査会の結論】 沖縄県税務事務トータルシステムに係る特定個人情報保護評価書(全項目評価書)(以下「評価書」という。)については、個人情報保護委員会が制定した特定個人情報保護評価指針(以下「指針」という。)第10の1(2)に定める審査の観点に基づき、適合性及び妥当性を点検した結果、適切であると認められる。</p> <p>【審査会の意見】 意見公募について、公募期間や公募媒体は適切であったと思われるが、意見公募の内容については、評価書の変更箇所や追加内容を県民向けに分かりやすい形を示した上で意見公募するなど、改善に努める必要がある。 フラッシュメモリの提供及び受領の際は、定めたリスク対策を遺漏なく講じるよう、十分注意し行うことを要望する。 さらに、委託事業者については、提供委託事業者選定時の情報セキュリティ遵守体制の確認や従業員に対する適切かつ十分なセキュリティ教育・訓練を定期的の実施し、情報セキュリティの遵守に万全を期するよう要望する。</p>
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月31日	I 基本情報 7. 評価実施期間における担当部署 ②所属長	税務課長 佐次田 薫	税務課長 千早 清一	事後	人事異動による変更
平成29年7月31日	I 基本情報 (別添1)事務の内容(その1)	【図】申告書の受付業務委託①及び申告書データ作成の業務委託②において特定個人情報を取り扱う。	【図】申告書の受付業務委託①及び申告書データ作成の業務委託②において特定個人情報を取り扱わない。	事後	重要な変更
平成29年7月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託事項2(電子計算組織用入力資料の穿孔業務委託) 委託事項3(自動車税及び自動車取得税に係る申告書等の取りまとめ等に関する業務委託)	委託事項2(電子計算組織用入力資料の穿孔業務委託)及び委託事項3(自動車税及び自動車取得税に係る申告書等の取りまとめ等に関する業務委託)を削除 【理由】いずれの業務委託において使用する申告書に個人番号が含まれないため、特定個人情報の取扱いの委託に該当しなくなったことによる。	事後	重要な変更
平成29年7月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託事項4(国税連携システム(受信サーバ)の保守業務委託)	委託事項4(国税連携システム(受信サーバ)の保守業務委託)を削除 【理由】国税連携システム(受信サーバ)の保守業務が終了したことによる。(受信サーバの単独利用の終了に伴う)	事後	重要な変更
平成29年7月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		委託事項2 国税連携システム(受信サーバ)の運用業務委託を追加 【理由】新たに国税連携システム(受信サーバ)の運用業務を委託したことによる。(受信サーバの共同利用の開始に伴う)	事後	重要な変更
平成29年7月31日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	・税務システムのサーバー機器等への外部アクセスについては、ファイアウォール等により遮断し、接続できない仕組みを構築している。	・税務システムのサーバー機器等への外部からのアクセスについては、インターネットに接続できる環境から独立しており、また、ファイアウォールを設置するなど外部から接続できない仕組みを構築している。	事後	重要な変更
平成29年7月31日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	・税務システムを利用する端末は、ウイルス対策ソフトを導入しており、不正プログラムへの対策を講じている。また、日々ウイルスチェックを実施し、新規のパターンファイルの提供があった場合は、検証等を実施した上で更新を行っている。	・税務システムを利用する端末は、インターネットに接続できる環境から独立しており、また、ウイルス対策ソフトを導入するなど不正プログラムへの対策を講じている。また、日々ウイルスチェックを実施し、新規のパターンファイルの提供があった場合は、検証等を実施した上で更新を行っている。	事後	重要な変更
平成29年7月31日	IV その他のリスク対策 ①自己点検 具体的なチェック方法	・沖縄県税務事務取扱要領に基づき県税事務所等及び自動車税事務所の長が行う県税に関する事務について、毎年1回以上その執行状況を調査することとしており、本評価書記載どおりの運用がなされているか年に1回以上の点検を実施する。 また、沖縄県税務事務所における特定個人情報等の安全管理に関する基本方針に基づき、必要に応じ基本方針および特定個人情報等の安全管理措置の見直しを行い、継続的な改善に努めることとしている。	・沖縄県税務事務取扱要領に基づき県税事務所等及び自動車税事務所の長が行う県税に関する事務について、毎年1回以上その執行状況を調査することとしており、本評価書記載どおりの運用がなされているか年に1回以上の点検を実施する。 また、知事部局が保有する特定個人情報等の管理要綱に基づき、特定個人情報等の安全管理措置の見直しを行い、継続的な改善に努めることとしている。	事後	重要な変更
平成29年7月31日	IV その他のリスク対策 ②監査	十分におこなっていない	十分に行っている	事後	重要な変更
平成29年7月31日	IV その他のリスク対策 ②監査 具体的な内容	・現在、行っていないが、今後監査の実施に向けて検討を行う。	・知事部局が保有する特定個人情報等の管理要綱に基づき、企画部総合情報政策課長が特定個人情報等の管理の状況について、定期的に又は随時に監査を行い、企画部長に報告することとなっている。	事後	重要な変更
平成30年4月1日	I 基本情報 7. 評価実施期間における担当部署 ②所属長	税務課長 千早 清一	税務課長 小渡 貞子	事後	人事異動による変更
平成30年5月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		委託事項3 自動車税コールセンター運営業務委託を追加 【理由】新たに自動車税コールセンター運営委託業務を開始するため。	事前	重要な変更
平成31年1月8日	I 基本情報 7. 評価実施期間における担当部署 ②所属長	税務課長 小渡 貞子	税務課長	事後	
令和1年8月21日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム		システム6 沖縄県滞納整理支援システムを追加 【理由】新たに滞納整理に係る支援システムを導入するため。	事前	重要な変更
令和1年8月21日	I 基本情報 (別添1)事務の内容(その1)		【図】中段部分に新規導入する滞納整理支援システムを追記。 (変更後) 「各県税事務所等・県税課(税務システム及び滞納整理支援システム)」	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年8月21日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		委託事項4 滞納整理支援システム保守業務委託を追加 【理由】 新規導入する同システムの安定性確保のため、専門的な技術、知識及び経験を有する専門業者に委託する必要があるため	事前	重要な変更
令和1年8月21日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 別添2 特定個人情報ファイル記録項目		滞納整理支援システムに係る記載を追加。 【理由】 既存のシステムが保有する記録項目に加え、滞納整理支援システム独自で保有する記録項目を追加する必要があるため。	事前	重要な変更
令和1年8月21日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク1から3まで		各リスクについて、滞納整理支援システムに係る記載を追加。 【理由】 滞納整理支援システム新規導入に伴うリスク対策を追加する必要があるため。	事前	重要な変更
令和1年8月21日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1		各リスクについて、滞納整理支援システムに係る記載を追加。 【理由】 滞納整理支援システム新規導入に伴うリスク対策を追加する必要があるため。	事前	重要な変更
令和2年8月20日	Ⅰ 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	一般社団法人地方税電子化協議会	地方税共同機構 【理由】 新たに地方税共同機構が設立され、地方税に関する業務を行うこととなったため。	事前	
令和2年8月20日	Ⅰ 基本情報 (別添1)事務の内容(その1)		【図】 項番⑤⑬⑭に委託事業者の枠を追加 【理由】 新たに窓口業務委託を開始するため。	事前	重要な変更
令和2年8月20日	Ⅰ 基本情報 (別添1)事務の内容(その2)	【図】 一般社団法人地方税電子化協議会	【図】 地方税共同機構 【理由】 新たに地方税共同機構が設立され、地方税に関する業務を行うこととなったため。	事前	
令和2年8月20日	Ⅰ 基本情報 (別添1)事務の内容(その2)	一般社団法人地方税電子化協議会は、地方税法第46条第5項及び地方税法施行規則第2条の4の規定に基づき総務省が当該協議会を指定し(平成22年12月22日付官報第5463号)	地方税共同機構は、地方税法第761条及び762の規定に基づき、	事前	
令和2年8月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ②対象となる本人の数	10万人以上100万人未満	100万人以上1000万人未満	事前	
令和2年8月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	10万人以上100万人未満	100万人以上1000万人未満	事前	
令和2年8月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		委託事項5 窓口業務委託を追加 【理由】 新たに窓口業務委託を開始するため。	事前	重要な変更
令和2年8月20日	Ⅳ その他のリスク対策 1. 監査	一般社団法人地方税電子化協議会	地方税共同機構 【理由】 新たに地方税共同機構が設立され、地方税に関する業務を行うこととなったため。	事前	
令和2年8月20日	Ⅳ その他のリスク対策 2. 従事者に対する教育・啓発	一般社団法人地方税電子化協議会	地方税共同機構 【理由】 新たに地方税共同機構が設立され、地方税に関する業務を行うこととなったため。	事前	
令和4年7月7日	Ⅰ 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ②システムの機能	自動車税・自動車取得税	自動車税(種別割・環境性能割)	事後	
令和4年7月7日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3		自動車税コールセンター運営業務に係る記載の修正	事後	
令和4年7月7日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3		委託事項3 県税コールセンター運営業務 項番④への追加 【理由】 新たに「フラッシュメモリ」での委託先への特定個人情報ファイルの提供方法が追加されるため。	事前	重要な変更
令和4年7月7日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3、5	今後業者を選定する予定	株式会社 アイティフォー	事後	
令和4年7月7日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の提供ルール		「委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法」の記載の変更 【理由】 新たに「フラッシュメモリ」での委託先への特定個人情報ファイルの提供方法が追加されるため。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月27日	I 基本情報 ②事務の内容	⑥減免等の条件に適合するか調査、審査を行う。(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という)別表第二に基づき、情報提供ネットワークにて情報照会を行う。又は、条例等に基づき庁内他業務システムにて情報照会を行う。)	⑥減免等の条件に適合するか調査、審査を行う。(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という)別表及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条に基づき、情報提供ネットワークにて情報照会を行う。又は、条例等に基づき庁内他業務システムにて情報照会を行う。)	事後	法令改正に伴う条ずれの修正
令和7年8月27日	I 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法別表第一の十六の項	番号法別表の24及び133の項	事後	法令改正に伴う条ずれの修正
令和7年8月27日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法別表第二の二十八の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表49	事後	法令改正に伴う修正
令和7年8月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ⑥委託先名	株式会社 アイティフォー	株式会社 アイティフォー・ベックス	事後	委託先の組織変更に伴う修正であり、重要な変更には該当しない。
令和7年8月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ⑥委託先名	株式会社 アイティフォー	株式会社 アイティフォー・ベックス	事後	委託先の組織変更に伴う修正であり、重要な変更には該当しない。
令和7年8月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先1 ① 法令上の根拠	番号法第19条第8号、番号法施行令第22条、番号法施行規則第19条、地方税法第72条の59	番号法第19条第8号、番号法施行令第20条	事後	法令改正に伴う条ずれ等の修正
令和7年8月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先2 ① 法令上の根拠	番号法第19条第8号、番号法施行令第22条、番号法施行規則第19条	番号法第19条第8号、番号法施行令第20条	事後	法令改正に伴う条ずれ等の修正
令和7年8月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先3 ① 法令上の根拠	番号法第19条第12号、番号法施行令第26条	番号法第19条第10号、番号法施行令第22条	事後	法令改正に伴う条ずれ等の修正
令和7年8月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所		<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 <p>②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>	事前	特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではない。(重要な変更には該当しない)
令和7年8月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法		<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。</p> <p>②クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出せないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。</p>	事前	特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではない。(重要な変更には該当しない)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月27日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3.特定個人情報の使用 リスク1:目的を超えた…紐づけが行われるリスク 宛名システム等における措置の内容	<統合宛名システムにおける措置> ・統合宛名システムは、番号法別表第1及び関係主務省令に定められた部署以外からの特定個人情報へのアクセスが行えないような仕組みであり、また統合宛名システムに保持しているのは個人番号、氏名や生年月日等の基本的な情報のみであることから、当該事務に必要な情報との紐づけは物理的に不可能である。	<統合宛名システムにおける措置> ・統合宛名システムは、番号法別表及び関係主務省令に定められた部署以外からの特定個人情報へのアクセスが行えないような仕組みであり、また統合宛名システムに保持しているのは個人番号、氏名や生年月日等の基本的な情報のみであることから、当該事務に必要な情報との紐づけは物理的に不可能である。	事後	法令改正に伴う条ずれ等の修正
令和7年8月27日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3.特定個人情報の使用 リスク1:目的を超えた…紐づけが行われるリスク 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	<税務システム及び滞納整理支援システムにおける措置> ・システムには、事務に関係のない情報を保有しない。 ・税務システムは、統合宛名システムと接続するが、特定個人情報の連携については、番号法別表二に規定された地方税関係情報又は障害者関係情報又は生活保護関係情報を照会する場合にのみ行うようプログラムにて制御する。また、統合宛名システムとは、個人番号及び宛名情報以外の情報連携を行えないようプログラムにて制御する。なお、滞納整理支援システムは、統合宛名システムとは接続しない。	<税務システム及び滞納整理支援システムにおける措置> ・システムには、事務に関係のない情報を保有しない。 ・税務システムは、統合宛名システムと接続するが、特定個人情報の連携については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に規定された地方税関係情報又は障害者関係情報又は生活保護関係情報を照会する場合にのみ行うようプログラムにて制御する。また、統合宛名システムとは、個人番号及び宛名情報以外の情報連携を行えないようプログラムにて制御する。なお、滞納整理支援システムは、統合宛名システムとは接続しない。	事後	法令改正に伴う条ずれ等の修正
令和7年8月27日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3.特定個人情報の使用 リスク2:権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員)によって不正に使用されるリスク 特定個人情報の使用の記録 具体的な方法	<統合宛名システムにおける措置> ・システムを操作した履歴を磁気ディスクに記録し、必要に応じて操作履歴を解析する。 ・バックアップされた操作履歴は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令29条(情報提供等の記録の保存期間)に定められた7年間保管する。	<統合宛名システムにおける措置> ・システムを操作した履歴を磁気ディスクに記録し、必要に応じて操作履歴を解析する。 ・バックアップされた操作履歴は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令30条(情報提供等の記録の保存期間)に定められた7年間保管する。	事後	法令改正に伴う条ずれ等の修正
令和7年8月27日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5.特定個人情報の提供・移転 リスク1:不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転の記録 具体的な方法	・番号法第19条第8号、番号法施行令第23条及び29条の規定の則り、特定個人情報の提供を受ける者の名称、特定個人情報の提供の日時及び提供する特定個人情報の項目その他主務省令で定める事項を記録し、7年間保管する。	・番号法第19条第8号、番号法施行令第22条及び30条の規定に則り、特定個人情報の提供を受ける者の名称、特定個人情報の提供の日時及び提供する特定個人情報の項目その他主務省令で定める事項を記録し、7年間保管する。	事後	法令改正に伴う条ずれ等の修正
令和7年8月27日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5.特定個人情報の提供・移転 リスク1:不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転に関するルール ルール内容及びルール順守の確認方法	(略) ・国税連携システム(eLTAX)では、特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第2号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行っている。	(略) ・国税連携システム(eLTAX)では、特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行っている。	事後	法令改正に伴う条ずれ等の修正
令和7年8月27日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5.特定個人情報の提供・移転 リスク2:不適切な方法で提供・移転が行われるリスク リスクに対する措置の内容	(略) ・国税連携システム(eLTAX)では、特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第2号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行っている。	(略) ・国税連携システム(eLTAX)では、特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行っている。	事後	法令改正に伴う条ずれ等の修正
令和7年8月27日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5.特定個人情報の提供・移転 リスク3:誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク リスクに対する措置の内容	(略) ・国税連携システム(eLTAX)で提供する電子データについては、番号法施行規則第20条第2号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行うこととする。	・国税連携システム(eLTAX)で提供する電子データについては、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行うこととする。	事後	法令改正に伴う条ずれ等の修正
令和7年8月27日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク4:入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (中略) ③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (中略) ③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等、クラウドサービス事業者の業務は、クラウドサービスの提供であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはない。	事前	特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではない。(重要な変更には該当しない)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月27日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスクに対する措置	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (中略) ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (中略) ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>	事前	特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではない。(重要な変更には該当しない)
令和7年8月27日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施設管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p>	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。</p>	事前	特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではない。(重要な変更には該当しない)
令和7年8月27日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)を導入し、アクセス権限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p>	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (中略) ④中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 ⑤中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ⑥中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ⑦中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。</p>	事前	特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではない。(重要な変更には該当しない)
令和7年8月27日	Ⅳその他のリスク対策 1. 監査 ②監査 具体的な内容	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p>	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 ②政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者は、定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。</p>	事前	特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではない。(重要な変更には該当しない)
令和7年8月27日	Ⅳその他のリスク対策 2. 従業者に対する教育啓発 具体的な方法	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p>	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。</p>	事前	特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではない。(重要な変更には該当しない)
令和7年8月27日	Ⅳその他のリスク対策 3. その他リスク対策	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	事前	特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではない。(重要な変更には該当しない)
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム		<p>システム7 KRシステム 及び システム8 国税申告検索(KJ)システムを追加 【理由】 国税庁からの国税申告等データ連携方法の変更に伴い、両システム内に個人番号を保有する必要が生じたため。</p>	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 基本情報 (別添1)事務の内容(その2)		【図】 右側部分にKRシステム及び国税申告検索(KJ)システムを追記。	事前	重要な変更
	II 特定個人情報ファイルの概要 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ①委託内容 / ② 取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性		「ローカルシステム(KJシステム)の運用支援」を追記。 【理由】 国税申告検索(KJ)システムの安定稼働のために、専門的な技術、知識及び経験を有する専門業者に委託する必要があるため。	事前	重要な変更
	II 特定個人情報ファイルの概要 6 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所/③消去方法		KRシステム・国税申告検索(KJ)システムを追記。 【理由】 今回追加する両システムに係る対応を記載する必要があるため。	事前	重要な変更
	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 別添2 特定個人情報ファイル記録項目		個人事業税課税管理へ次の2項目を新たに追加。 231個人番号、232枝番号 【理由】 個人事業税サブシステムにおける新規保有項目を追加するため。	事前	重要な変更
	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 別添2 特定個人情報ファイル記録項目		KRシステム・国税申告検索(KJ)システムに係る記録項目を追記。 【理由】 今回追加するKRシステム・KJシステムの保有する記録項目を追加するため。	事前	重要な変更
	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク1から4まで		各リスクについて、KRシステム・国税申告検索(KJ)システムに係る記載を追加。 【理由】 これらシステムの追加に伴うリスク対策を追加する必要があるため。	事前	重要な変更
	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1		各リスクについて、KRシステム・国税申告検索(KJ)システムに係る記載を追加。 【理由】 これらシステムの追加に伴うリスク対策を追加する必要があるため。	事前	重要な変更